

別添

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構

平成23年度（第7期事業年度）

業務実績評価シート

平成23事業年度 事業報告書

独立行政法人通則法第32条第1項及び独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令第5条第1項の規定により、平成23事業年度における独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構（以下「機構」という。）の概況及び事業の実施状況等を次のとおり報告する。

（概況）

1 目的

機構は、国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（以下「国民年金法等改正法」という。）第7条の規定による改正前の厚生年金保険法第79条又は国民年金法等改正法第3条の規定による改正前の国民年金法第74条の施設及び健康保険法第150条第1項又は第2項の事業（政府が管掌していた健康保険に係るものに限る。）の用に供していた施設であって厚生労働大臣が定めるもの（以下「年金福祉施設等」と総称する。）の譲渡又は廃止等の業務を行うことにより、年金福祉施設等の整理を図り、もって厚生年金保険事業、国民年金事業及び全国健康保険協会が管掌する健康保険事業の適切な財政運営に資する。

2 業務

- (1) 年金福祉施設等の譲渡又は廃止を行うこと。
- (2) 年金福祉施設等の譲渡又は廃止を行うまでの間、年金福祉施設等の運営又は管理を行うこと。
- (3) 上記業務に附帯する業務を行うこと。

3 事務所の所在地

- (1) 主たる事務所
千葉県船橋市海神町西1丁目1042番2号
- (2) 従たる事務所
東京都中央区日本橋本町4丁目8番16号

4 資本金の状況

（平成24年3月31日現在）

98,143,104,082円（全額政府出資金）

（内訳）	厚生年金勘定	29,157,077,280円
	国民年金勘定	0円
	健康保険勘定	68,986,026,802円

5 沿革その他の概要

（1）沿革

平成17年10月1日	機構設立
平成22年8月11日	機構法改正により設置期間を5年間から7年間に延長
平成23年6月24日	機構法改正により地域医療機能推進機構への改組が決定
平成24年3月14日	改正機構法の施行期日が平成26年4月1日とされる

（2）設立根拠法

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法（平成17年法律第71号）

6 役員の状況

（1）定数（平成24年3月31日現在）

役員 4名（理事長1名、理事1名、監事2名）

（2）役員の氏名、役職及び職歴

氏 名	役 職	職 歴
水島 藤一郎	理事長	（前）（株）三井住友銀行顧問
柏木 慶永	理事（非常勤）	（前）日刊工業新聞社 執行役員
石塚 達郎	監事（非常勤）	公認会計士
今松 英悦	監事（非常勤）	（前）毎日新聞社 論説委員

平成23年度評価項目【目次】

評価区分	23年度計画記載項目	頁
評価シート（1） (効率的な業務運営体制の確立)	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	
	1. 効率的な業務運営体制の確立	3
	(1) 外部委託の活用	4
	(2) 施設の運営委託	4
(3) 地域医療機能推進機構の発足に向けた検討・準備作業	4	
評価シート（2） (業務管理の充実)	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	
	2. 業務管理の充実	7
	(1) 情報管理体制の確立	7
	(2) 進捗管理の徹底	7
(3) 事業リスクの把握・管理	7	
評価シート（3） (業務運営の効率化に伴う経費削減)	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	
	3. 業務運営の効率化に伴う経費節減	9
	(1) 一般管理費（人件費を除く。）	9
	(2) 業務経費	9
(3) 役職員の給与	10	
評価シート（4） (各施設の経営状況等の把握、機構の業務内容に関する地方公共団体への説明)	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	
	1. 各施設の経営状況等の把握	13
	2. 機構の業務内容に関する地方公共団体への説明	13
評価シート（5） (年金福祉施設等の譲渡又は廃止)	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	
	3. 年金福祉施設等の譲渡又は廃止	15
	(1) 譲渡施設の選定及び譲渡時期	15
	(2) 契約方法	16
	(3) 譲渡条件	16
	(4) 譲渡価格	16
	(5) 譲渡の対価の支払方法	16
(6) 委託先公益法人等の従業員の雇用への配慮	16	
(7) 地方公共団体との相談	16	
評価シート（6） (年金福祉施設等の運営及び資産価値の保全)	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	
	4. 年金福祉施設等の運営及び資産価値の保全	20
	(1) 運営に当たっての基本方針	20
	(2) 施設の管理	20
(3) 運営の停止等	21	
(4) 社会保険病院等	21	
評価シート（7） (買受需要の把握及び開拓)	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	
	5. 買受需要の把握及び開拓	23
評価シート（8） (情報の提供)	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	
	6. 情報の提供	25
	(1) 機構の運営状況に関する情報提供	25
	(2) 譲渡の対象となる年金福祉施設等に関する情報提供	25
(3) 年金福祉施設等の運営に関する情報提供	25	
評価シート（9） (予算、収支計画及び資金計画 短期借入金の限度額)	第3 予算、収支計画及び資金計画	27
	第4 短期借入金の限度額	27
	第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	27
評価シート（10） (人事に関する計画)	第6 剰余金の使途	27
	第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	
	1. 人事に関する計画	29
2. 施設及び設備に関する計画	29	
評価シート（11） (国庫納付金に関する事項)	第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	
	3. 国庫納付金に関する事項	31
評価シート（12） (外部の有識者からなる機関に関する事項)	第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	
	4. 譲渡業務諮問委員会に関する事項	32
評価シート（13） (機構の保有する個人情報の保護に関する事項)	第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	
	5. 保有する個人情報の保護に関する事項	34
評価シート（14） (終身利用型老人ホームの譲渡に関する事項)	第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	
	6. 終身利用型老人ホームの譲渡に関する事項	35

評価シート（1）

中期目標	中期計画	平成23年度計画	平成23年度の業務の実績																																																																												
<p>第2 業務運営の効率化に関する事項 独立行政法人として設立する趣旨を十分に踏まえ、機構に期待される社会的使命を果たすことができるよう、効率的な業務運営体制を確立するとともに、併せて業務管理の充実を図ること。</p> <p>1 効率的な業務運営体制の確立 組織編成・人員配置については、民間の知見を最大限活用できる体制を探りつつ、自ら業績評価を行って見直しを図り、常に実情に即した効率的な業務運営体制を確立すること。</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 独立行政法人として設立する趣旨を十分に踏まえ、機構に期待される社会的使命を果たすことができるよう、効率的な業務運営体制を確立するとともに、併せて業務管理の充実を図る。</p> <p>1 効率的な業務運営体制の確立 施設譲渡又は廃止が進む過程において、業務遂行上必要な組織編成及び人員配置が変化することが想定されるため、専門家の知見を最大限活用できる体制を確立し、また、業務の外部委託も含めた実情に即した効率的な業務運営体制を確立する。</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 中期計画の7年度として、機構に期待される社会的使命を果たすことができるよう、効率的な業務運営体制の確立を図るとともに、併せて経営管理の充実を図る。</p> <p>1 効率的な業務運営体制の確立 組織編成、人員配置については、専門家の知見を最大限活用できる体制を確立し、また、業務の外部委託も含めた実情に即した効率的な業務運営体制を確立する。</p>	<p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1. 効率的な業務運営体制の確立 平成21年度末の常勤役職員数は34名（平成17年度比5.6%減）であり、既に数値目標を達成しているところであるが、平成23年度においては、社会保険病院等の譲渡指示に備えて、引き続き民間の専門的知見を最大限活用できる体制を確保するとともに、平成23年6月の機構法の一部を改正する法律の成立により当機構が地域医療機能推進機構（以下「新機構」という。）へと改組されることが決定し、改正中期目標等において新機構への改組に向けた準備作業を適切に行うこととされたことから、平成24年度以降に本格化する改組準備に必要となる人材の受入れに備えた人員の削減を行い、平成23年度末の常勤役職員数は25名となった。</p> <p>【職員数の推移】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成22年3月31日</th> <th>平成23年3月31日</th> <th>平成24年3月31日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務部</td> <td>8名</td> <td>7名</td> <td>6名</td> </tr> <tr> <td>企画部</td> <td>7名</td> <td>5名</td> <td>4名</td> </tr> <tr> <td>施設部</td> <td>6名</td> <td>4名</td> <td>4名</td> </tr> <tr> <td>業務推進部</td> <td>4名</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>調査部</td> <td>-</td> <td>5名</td> <td>3名</td> </tr> <tr> <td>管理部</td> <td>8名</td> <td>9名</td> <td>7名</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>33名</td> <td>30名</td> <td>24名</td> </tr> </tbody> </table> <p>（参考：総人件費改革における当機構の基準人員数（定員）は、41名（常勤役員を含む）である。）</p> <p>【主な出身職種】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成22年3月31日</th> <th>平成23年3月31日</th> <th>平成24年3月31日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金融機関</td> <td>9名</td> <td>9名</td> <td>7名</td> </tr> <tr> <td>不動産会社</td> <td>2名</td> <td>2名</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td>建設会社</td> <td>5名</td> <td>4名</td> <td>4名</td> </tr> <tr> <td>法律事務所</td> <td>1名</td> <td>1名</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>医療関係</td> <td>2名</td> <td>1名</td> <td>0名</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>19名</td> <td>17名</td> <td>14名</td> </tr> </tbody> </table> <p>【資格取得者の状況】 (平成24年3月31日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資格種別</th> <th>人数</th> <th>資格種別</th> <th>人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宅地建物取引主任者</td> <td>4名</td> <td>測量士特別管理産業廃棄物管理責任者（P C B等）</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td>不動産鑑定士</td> <td>1名</td> <td>土地区画整理士</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td>一級建築士</td> <td>1名</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		平成22年3月31日	平成23年3月31日	平成24年3月31日	総務部	8名	7名	6名	企画部	7名	5名	4名	施設部	6名	4名	4名	業務推進部	4名	-	-	調査部	-	5名	3名	管理部	8名	9名	7名	計	33名	30名	24名		平成22年3月31日	平成23年3月31日	平成24年3月31日	金融機関	9名	9名	7名	不動産会社	2名	2名	2名	建設会社	5名	4名	4名	法律事務所	1名	1名	1名	医療関係	2名	1名	0名	計	19名	17名	14名	資格種別	人数	資格種別	人数	宅地建物取引主任者	4名	測量士特別管理産業廃棄物管理責任者（P C B等）	2名	不動産鑑定士	1名	土地区画整理士	2名	一級建築士	1名		
	平成22年3月31日	平成23年3月31日	平成24年3月31日																																																																												
総務部	8名	7名	6名																																																																												
企画部	7名	5名	4名																																																																												
施設部	6名	4名	4名																																																																												
業務推進部	4名	-	-																																																																												
調査部	-	5名	3名																																																																												
管理部	8名	9名	7名																																																																												
計	33名	30名	24名																																																																												
	平成22年3月31日	平成23年3月31日	平成24年3月31日																																																																												
金融機関	9名	9名	7名																																																																												
不動産会社	2名	2名	2名																																																																												
建設会社	5名	4名	4名																																																																												
法律事務所	1名	1名	1名																																																																												
医療関係	2名	1名	0名																																																																												
計	19名	17名	14名																																																																												
資格種別	人数	資格種別	人数																																																																												
宅地建物取引主任者	4名	測量士特別管理産業廃棄物管理責任者（P C B等）	2名																																																																												
不動産鑑定士	1名	土地区画整理士	2名																																																																												
一級建築士	1名																																																																														

評価シート（1）

中期目標	中期計画	平成23年度計画	平成23年度の業務の実績
<p>また、施設が譲渡又は廃止されるまでの間の施設運営については、公益法人等への委託により行うこと。</p> <p>なお、この場合の委託契約の内容は、機構設立前に社会保険庁が委託していた公益法人との契約内容を基本とすること。</p>	<p>(1) 必要に応じ、入札物件情報の作成、入札案内の作成、入札手続等の業務について外部委託を行う。</p> <p>(2) 施設が譲渡又は廃止されるまでの間の施設運営については、公益法人等への委託により行う。</p> <p>なお、この場合の委託契約の内容は、機構設立前に社会保険庁が委託していた公益法人との契約内容を基本とする。</p>	<p>(1) 必要に応じ、入札物件情報の作成、入札案内の作成、入札手続き等の業務について外部委託を行う。</p> <p>(2) 施設が譲渡又は廃止されるまでの間の施設運営については、機構設立前に社会保険庁が委託していた公益法人等への委託により行う。</p> <p>なお、この場合の委託契約の内容は、機構設立前に社会保険庁が委託していた公益法人との契約内容を基本とする。</p>	<p>(1) 効率的な業務運営のための外部委託の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会保険病院等の譲渡指示への対応のため、新たに2業務について外部委託を実施し、必要な体制を整備した。 ・社会保険病院等の運営管理に資するため、3期分の合算財務諸表を作成し、個別病院等の詳細分析を行うとともに、財務調査により作成された合算財務諸表に基づく事業収支等の分析結果を当機構が実施する不動産鑑定に反映させた。 <p>① 社会保険病院等の譲渡指示に備えた体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 社会保険病院等の譲渡に係るアドバイザリー業務 社会保険病院等の譲渡に効率的かつ弾力的に対応するため、企画競争により業者を選定し、社会保険病院等の譲渡に係るアドバイザリー業務（医療機器等の査定業務、マーケティング資料作成業務、マーケティング補助業務、病院事業等の引き継ぎ支援業務）を委託した。 ii) 不動産の売却に係る詳細開示資料作成及び入札補助業務 川崎社会保険病院（老人保健施設を含む。以下「川崎社会保険病院等」という。）の譲渡に当たり、一般競争入札により実施者を選定し、物件概要書の作成及び入札関連書類の配布等の入札補助業務を委託した。（媒介契約ではないことから、定額での入札とした。） <p>② 社会保険病院等の運営管理体制に資する外部委託</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 社会保険病院等に係る財務調査業務（第2フェーズ） 既存の委託契約を延長し、平成22年度に実施した財務調査（第1フェーズ）と同等の会計基準に基づき、平成21年3月期及び平成23年3月期の合算財務諸表を作成するとともに、指標分析、比較分析等による個別病院等の詳細分析を委託した。 ii) 社会保険病院等の不動産価格に係る鑑定評価業務 財務調査により作成された合算貸借対照表及び合算損益計算書に基づく事業収支等の分析結果を当機構が実施する不動産鑑定に反映させることとし、仕様書の内容を一部変更の上、一般競争により鑑定評価業者を再選定し、鑑定評価業務を委託した。 <p>(2) 施設の運営委託 社会保険病院等については、機構に出資される前に社会保険庁が委託していた公益法人等と、社会保険庁が契約していた内容を基本として委託契約を締結している。</p> <p>【具体的な委託先】 (財) 厚生年金事業振興団、（社）全国社会保険協会連合会、（社）地域医療振興協会 (財) 平成紫川会、公立紀南病院組合</p> <p>(3) 地域医療機能推進機構の発足に向けた検討・準備作業 平成23年6月に機構法が改正され、当機構が地域医療機能推進機構へ改組されることが決定したことを受け、厚生労働省や社会保険病院等の委託先公益法人等と連携し、地域医療機能推進機構の使命、組織運営の在り方、退職金の取扱い等について必要な検討・準備作業を行っている。</p>

評価の視点等	自己評価	S	評定	S
【評価項目1 効率的な業務運営体制の確立】	平成21年度末の常勤役職員数は34名（平成17年度比5.6%減）であり、既に数値目標を達成しているところであるが、平成23年度においては、社会保険病院等の譲渡指示に備えて、引き続き民間の専門的知見を最大限活用できる体制を確保するとともに、平成23年6月の機構法の一部を改正する法律の成立により当機構が新機構へと改組されることが決定し、改正中期目標等において新機構への改組に向けた準備作業を適切に行うこととされたことから、平成24年度以降に本格化する改組準備に必要となる人材の受入れに備えた人員の削減を行い、平成23年度末の常勤役職員数は25名となった。		(評価は、評定記入用紙に記入ください。)	
【数値目標】 ○「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、平成21年度末現在の常勤役職員数を39名以下とする。	平成21年度末の常勤役職員数は34名（平成17年度比5.6%減）であり、既に数値目標を達成しているところであるが、平成23年度においては、社会保険病院等の譲渡指示に備えて、引き続き民間の専門的知見を最大限活用できる体制を確保するとともに、平成23年6月の機構法の一部を改正する法律の成立により当機構が新機構へと改組されることが決定し、改正中期目標等において新機構への改組に向けた準備作業を適切に行うこととされたことから、平成24年度以降に本格化する改組準備に必要となる人材の受入れに備えた人員の削減を行い、平成23年度末の常勤役職員数は25名となった。		【委員会としての評定理由】 社会保険病院等の譲渡指示に備え業務の外部委託を効率的に進めるとともに、地域医療機能推進機構への改組に向けて業務内容が変化する中で、実態に即した組織・人員体制の見直し等、速やかな対応が行われていることは大いに評価できる。	
【評価の視点】 ○組織編成、人員配置については、専門家の知見を最大限活用できる体制を確立し、適切な運営がなされたか。	実績：○ 平成21年度末の常勤役職員数は34名（平成17年度比5.6%減）であり、既に数値目標を達成しているところであるが、平成23年度においては、社会保険病院等の譲渡指示に備えて、引き続き民間の専門的知見を最大限活用できる体制を確保するとともに、平成23年6月の機構法の一部を改正する法律の成立により当機構が新機構へと改組されることが決定し、改正中期目標等において新機構への改組に向けた準備作業を適切に行うこととされたことから、平成24年度以降に本格化する改組準備に必要となる人材の受入れに備えた人員の削減を行い、平成23年度末の常勤役職員数は25名となった。		【各委員の評定理由】 ・常勤職員数の削減については、業務内容の実態に合わせて機動的、適切に行われており、効率化の努力が見られる。 ・社会保険病院等の譲渡指示に備えた迅速な体制整備は評価できる。 ・計画を上回る人員の削減を実現すると同時に、業務内容の変化に対応して組織整備を行った。 ・業務内容の変化に対応し、前倒しで人員、組織、体制及び業務方法等の変更を行い、効率性の向上を積極的に図っている。 ・また、改組に向けた対応がなされている。 ・人員数は前期比6名減の24名に削減されている。 ・病院譲渡にあたり必要なアドバイザリー業務や入札補助業務を委託するなど変動費的な費用として効率化している。 ・推進機構への改組をにらみ削減した人員のもと推進機構の使命、あり方等委託先法人と連携して検討している。 ・業務内容の大きな変化に対しても、適切な対応をしている。 ・機構の目的・あり方が変更されていく過程の中で、組織の編成見直し等、速やかな対応が行われている。 ・アドバイザリー業者選定を企画競争にて実施する、財務調査を行い病院の財務上の問題点を明らかにするなど、適切な対応が行われている。機構が永続的に存続するという制度変更が行われた後も、後者の対応は病院の永続的な事業の推進に十分に資するものと判断する。 ・業務内容が変化する中で、人員体制の整備は目標をはるかに上回って行っている。 ・外部委託は適切に行っている。	
○業務の外部委託も含めた実情に即した効率的な業務運営体制を確立し、適切な運営がなされたのか。社会保険病院等の運営・管理及び譲渡に対応したものとなっているか。	実績：○ 平成21年度末の常勤役職員数は34名（平成17年度比5.6%減）であり、既に数値目標を達成しているところであるが、平成23年度においては、社会保険病院等の譲渡指示に備えて、引き続き民間の専門的知見を最大限活用できる体制を確保するとともに、平成23年6月の機構法の一部を改正する法律の成立により当機構が新機構へと改組されることが決定し、改正中期目標等において新機構への改組に向けた準備作業を適切に行うこととされたことから、平成24年度以降に本格化する改組準備に必要となる人材の受入れに備えた人員の削減を行い、平成23年度末の常勤役職員数は25名となった。 社会保険病院等の運営・管理への対応については、3期分の合算財務諸表を作成し、個別病院等の詳細分析を外部委託した。また、財務調査により作成された合算財務諸表に基づく事業収支等の分析結果を、当機構が実施する不動産鑑定に反映させることとし、鑑定評価業者を選定の上、鑑定評価業務を委託した。 社会保険病院等の譲渡への対応については、社会保険病院等の譲渡に係るアドバイザリー業務（医療機器等の査定業務、マーケティング資料作成業務、マーケティング補助業務、病院事業等の引き継ぎ支援業務）及び不動産の売却に係る物件概要書作成及び入札補助業務を外部委託し、必要な体制を整備した。			
○内部統制（業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、業務活動に關わる法令等の遵守等）に係る取組についての評価が行われているか。（政・独委の評価の視点）	実績：○ 内部統制に係る取組の評価については、独立行政法人通則法に基づく監事及び会計監査による監査に加えて、当機構独自の評価として、 ① 監事による理事長決裁文書の確認 ② 内部統制担当顧問による指導・助言 ③ 監事及び内部統制担当顧問の役員会・幹部会への出席 といった日常的モニタリングの仕組みを整備している。			

評価の視点等	自己評価	－	評定	－
○法人の業務改善の取組を適切に講じているか。またそのための具体的なイニシアティブを把握・分析し、評価しているか。（政・独委の評価の視点）（委員長通知別添三①と同様）	実績：○ 当機構においては、設立当初から、全職員が参加する業務打合会を原則毎朝実施しており、当該打合会において、業務運営上の問題点等について全職員で議論し、その場で理事長が方針を決定し、迅速に対応する仕組みを探っている。 また、当該打合会において方針決定された取組や業務の重要な方針については、毎月実施する幹部会・役員会において報告又は機関決定を行うことにより、監事及び内部統制担当顧問がイニシアティブを把握・分析し、評価している。		(評価は、評定記入用紙に記入ください。)	
○国民のニーズとされている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。（委員長通知別添三②）	実績：○ 当機構は、前記同様、原則毎朝開催される業務打合会において事務・事業の必要性や費用対効果についても議論しており、必要性の乏しい事務等があった場合には、理事長の方針決定に基づき速やかに見直しを行うこととしている。 平成 23 年度においては、東日本大震災による節電要請を踏まえ、執務室における照明や空調の抑制等の節電に努めた結果、電気料金が平成 22 年度に比べ 22.3% (783 千円) 削減された。			
○関連公益法人との関係について、透明性確保に向けた見直しを図っているか。（委員長通知別添三③）	実績：○ 公益法人等に対する補助金の交付等及び特定の業務の独占的な委託は行っていない。また、当機構には関連法人は存在しない。（別添資料項目 5⑦参照）			

評価シート（2）

中期目標	中期計画	平成23年度計画	平成23年度の業務の実績
2 業務管理の充実 業務の計画的な推進を図るとともに、継続的な業務改善やリスク管理の徹底を図ること。	<p>2 業務管理の充実 (1) 業務の計画的推進を図るため、進捗管理の徹底を図る。</p> <p>(2) 業務遂行において生じうる多様な事業リスクを的確に把握・管理する。</p> <p>(3) 業務遂行において生じうる多様な事業リスクを的確に把握・管理する。</p>	<p>2 業務管理の充実 (1) 機構設立の際、国から出資を受ける資産並びに承継する権利及び義務に係る情報等について、中期目標期間の機構の業務に支障を来さぬよう適切に整理を行い、当該情報等の管理体制の確立を図る。</p> <p>(2) 業務の計画的推進を図るため、進捗管理の徹底を図る。</p> <p>(3) 業務遂行において生じうる多様な事業リスクを的確に把握・管理する。</p>	<p>2 業務管理の充実 財務調査（第2フェーズ）を行い、財務調査（第1フェーズ）で作成した平成22年3月期に加え、平成21年3月期及び平成23年3月期の合算財務諸表を作成するとともに、個別病院等の詳細分析を実施した。 また、不動産の登記情報をデータベース化し、財務・不動産の両面から分析、検討を行うためのデータを整備し、業務に活用した。</p> <p>(1) ① 財務調査（第2フェーズ）結果のデータベース化及びその活用 平成22年度に実施した財務調査（第1フェーズ）と同等の会計基準に基づき、平成21年3月期及び平成23年3月期の合算財務諸表を作成するとともに、指標分析、比較分析等による個別病院等の詳細分析を実施し、合算財務諸表及び詳細分析結果をデータベース化した。また、これらのデータを、厚生労働省や委託先公益法人本部、各病院等と共に、地域医療機能推進機構への改組の進め方や改組後の施設運営等についての議論にも活用している。（後掲 評価シート（6）業務実績 第2の4.（4）社会保険病院等 参照） ② 不動産データの整備及び不動産支障の解消可否の検討への活用 ・社会保険病院等に係る土地・建物につき、登記を行い、登記情報をデータベース化した。 ・平成22年度に実施した不動産調査時に把握し、データベース化した土地・建物の利用状況、不動産支障等の情報を分析し、不動産支障の解消可否について検討を行い、安全性、法令適合性等の観点から優先順位を付けた上で順次実施している。（後掲 評価シート（6）業務実績 第2の4.（4）社会保険病院等 参照） (2) 従来同様下記のとおり実施している。 ① 会議による管理 業務の進捗に関しては、幹部会（月2回開催、構成員：理事長、理事、監事、部長及び総務課長）及び役員会（月1回開催、構成員：理事長、理事、監事）に主たる業務の進捗状況を定期的に報告するほか、日常管理として理事長が主宰する原則毎朝開催の業務打合会（参加者：理事長、施設部・調査部・管理部・企画部所属員全員、総務課長等）においても適宜状況報告及び進捗管理を行っている。計画進捗のために何らかの方策が必要な事項に関しては、適宜関係者で打合せを行い方針を決定し対処を行った。 ② システムによる管理 情報管理、計画管理、進捗管理、実績管理の各業務に対応したデータベースを構築することにより、情報を共有し日々の管理を行える体制をシステムとして整備している。 (3) ① 当機構保有資産に関する運営委託先費用負担による整備の実施等、経営委託契約に基づく当機構の承認案件について、厚生労働省と連携し業務運営の改善につき必要な措置を求め、委託先公益法人は「施設整備等に係るフローチャート」の作成により手続きを明確化し、「コンプライアンス推進規程」等を制定するなど必要な体制整備を図った。 ② 「機構保有施設や機構以外の機関が保有する物件につき、機構を通じて優先譲受・随意契約ができる。」等の偽情報が流布されているとの情報が寄せられている。これら偽情報等のリスク情報について、偽情報による被害の発生の抑止のため、当機構ホームページ上で迅速かつ適切に開示し注意喚起を行うとともに、関係当局への情報提供を行った。</p>

評価の視点等	自己評価	S	評定	S
【評価項目2 業務管理の充実】	<ul style="list-style-type: none"> 財務調査（第2フェーズ）を行い、財務調査（第1フェーズ）で作成した平成22年3月期に加え、平成21年3月期及び平成23年3月期の合算財務諸表を作成するとともに、個別病院等の詳細分析を実施した。また、不動産の登記情報をデータベース化し、財務・不動産の両面から分析、検討を行うためのデータを整備し、業務に活用した。 当機構保有資産に関する委託先費用負担による整備の実施等、経営委託契約に基づく当機構の承認案件について、厚生労働省と連携し業務運営の改善につき必要な措置を求め、委託先公益法人は「施設整備等に係るフローチャート」の作成により手続きを明確化し、「コンプライアンス推進規程」等を制定するなど必要な体制整備を図った。 偽情報等のリスク情報について、偽情報による被害の発生の抑止のため、当機構ホームページ上で迅速かつ適切に開示し注意喚起を行うとともに、関係当局への情報提供を行った。 		(評価は、評定記入用紙に記入ください。)	
【数値目標】 ○業務の計画的推進を図るため、進捗管理を徹底し、5年間で全ての施設を売却する。そのため、平成21年度、平成22年度の年度計画に対する売却施設数の達成率を100%とする。また、厚生労働大臣から指定された社会保険病院等の譲渡を中期目標期間内に実施する。	平成21年度の年度計画（65施設）に対する決算ベース売却施設数（65施設）及び平成22年度の年度計画（18施設）に対する決算ベース売却施設数（18施設）の達成率はともに100%であり、5年間で全ての施設の売却を完了した。 平成23年12月に厚生労働大臣より指定された健康保険鳴門病院（看護専門学校を含む。以下「健康保険鳴門病院等」という。）について、平成23年度中に徳島県と売買契約を締結。川崎社会保険病院等についても一般競争入札を実施する準備が完了した。		【委員会としての評定理由】 社会保険病院等が引き続き地域医療に貢献できることを目的として、個別病院等の詳細分析（財務調査 第2フェーズ）を実施し、分析結果をデータベース化し、財務・不動産の両面から分析、検討を行うためのデータを整備したことは、大いに評価できる。 これらのデータについては、新機構への改組の進め方や改組後の病院運営等の議論に大いに活用されることを期待したい。 また、委託先公益法人に対して、機構保有資産の施設整備等について、「コンプライアンス推進規程」等を制定するなど必要な体制整備を求めたことも高く評価できる。	
【評価の視点】 ○国から出資を受けた資産並びに承継した権利及び義務に係る情報等について、適切に整理を行い、当該情報等の管理体制を確立できたか。	実績：○ 財務調査（第2フェーズ）を行い、財務調査（第1フェーズ）で作成した平成22年3月期に加え、平成21年3月期及び平成23年3月期の合算財務諸表を作成するとともに、個別病院等の詳細分析を実施した。また、不動産の登記情報をデータベース化し、財務・不動産の両面から分析、検討を行うためのデータを整備し、業務に活用した。		【各委員の評定理由】 ・合算財務諸表の作成等により個別病院等の詳細分析を実施し、新しい体制に向けて、着実な準備を進めた。 ・財務調査（第2フェーズ）及び病院の保有する不動産に関する登記情報のデータベース化を行った点を評価したい。 ・今後の改組に向けた準備（不動産、建物情報、財務データのデータベース化等）を着実かつ積極的に行っており、高く評価できる。 ・第2フェーズ財務調査を実施しデータベース化した。 ・データベース化した土地、建物の利用状況の把握に努めた。	
○業務の計画的推進を図るため、進捗管理の徹底に向けて、具体的な取組がなされたか。	実績：○ 業務の進捗管理については定例会議及びシステムの両面で行っており、計画的推進を図っている。		・社会保険病院でRFOの承認を得ずに不動産を購入している案件があった。この改善の措置を求めるなど対策を行った。 ・新しい業務への対応が適切に行われている。 ・第2フェーズにおける3期分の財務調査により、病院経営に関する詳細な経営分析が可能となり得る素地作りが行われたものと判断する。	
○業務遂行において生じうる多様な事業リスクの的確な把握・管理に向けて、具体的な取組がなされたか。	実績：○ <ul style="list-style-type: none"> 当機構保有資産に関する委託先費用負担による整備の実施等、経営委託契約に基づく当機構の承認案件について、厚生労働省と連携し業務運営の改善につき必要な措置を求め、委託先公益法人は「施設整備等に係るフローチャート」の作成により手続きを明確化し、「コンプライアンス推進規程」等を制定するなど必要な体制整備を図った。 偽情報等のリスク情報について、偽情報による被害の発生の抑止のため、当機構ホームページ上で迅速かつ適切に開示し注意喚起を行うとともに、関係当局への情報提供を行った。 		・複雑で多岐にわたる各病院の連結財務諸表を会計事務所をリードしつつ適切に行った点は大いに評価できる。 ・財務状況整備のための経費も可能な限り圧縮に努めている。	

評価シート（3）

中期目標	中期計画	平成23年度計画	平成23年度の業務の実績																																																																																																				
<p>3 業務運営の効率化に伴う経費節減 機構の業務運営に当たっては、年金資金等の損失を最小化するという考え方方に立ち、機構の運営経費をできる限り節減すること。</p> <p>(1) 一般管理費（人件費を除く。）については、中期目標期間の最終の事業年度において、対平成17年度比10%以上の額を節減すること。</p> <p>(2) 業務経費については、費用対効果を十分に踏まえた効率的な執行に努める。</p>	<p>3 業務運営の効率化に伴う経費節減 業務運営に当たっては、年金資金等の損失を最小化するという考え方方に立ち、運営経費をできる限り節減する。</p> <p>(1) 一般管理費（人件費を除く。）については、効率的な執行に努め、中期目標期間の最終の事業年度において、対平成17年度比10%以上の額を節減する。</p> <p>(2) 業務経費については、費用対効果を十分に踏まえた効率的な執行に努める。</p>	<p>3 業務運営の効率化に伴う経費節減 業務運営に当たっては、年金資金等の損失を最小化するという考え方方に立ち、運営経費をできる限り節減する。</p> <p>(1) 一般管理費（人件費を除く。）については、効率的な執行に努める。</p>	<p>3 業務運営の効率化に伴う経費節減 運営経費については、業務内容の精査や一般競争入札の徹底等により、できる限りの節減に努めた結果、経費予算11,867百万円に対し、実績は778百万円であり、予算比11,089百万円の減となった。《決算速報値、以下同様》</p> <p>(1) 一般管理費（人件費除く）の削減については、調達の必要性や価格の妥当性の精査を行った上で、さらに価格交渉を行うなどの取組みに努めた結果、平成17年度との比較で過去最高の52%の削減、前年度（平成22年度決算額）との比較でも過去最高の29%の削減となっている。</p> <p>(百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>一般管理費 (人件費除く)</th> <th>対 17年度</th> <th>対 18年度</th> <th>対 19年度</th> <th>対 20年度</th> <th>対 21年度</th> <th>対 22年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>17年度 (6ヶ月間)</td> <td> ①決算額 ②初年度限りの経費 ③継続する経費 (①-②) ④年換算 (③×2) </td> <td>86 65 21 42</td> <td>— — — —</td> <td>— — — —</td> <td>— — — —</td> <td>— — — —</td> <td>— — — —</td> </tr> <tr> <td>18年度決算額</td> <td>38</td> <td>△10%</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>19年度決算額</td> <td>33</td> <td>△21%</td> <td>△13%</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>20年度決算額</td> <td>29</td> <td>△31%</td> <td>△24%</td> <td>△12%</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>21年度</td> <td> ⑤決算額 ⑥本部移転経費 ⑦通常経費 (⑤-⑥) </td> <td>31 4 27</td> <td>△26% △33% △36%</td> <td>△18% △26% △29%</td> <td>△6% +7% △18%</td> <td>— — △7%</td> <td>— — —</td> </tr> <tr> <td>22年度</td> <td> ⑧決算額 ⑨資産除去債務分 (※) ⑩通常経費 (⑧-⑨) </td> <td>28 6 23</td> <td>△33% — △45%</td> <td>△26% — △39%</td> <td>△15% — △30%</td> <td>△3% — △21%</td> <td>△10% — △15%</td> </tr> <tr> <td>23年度決算額</td> <td>20</td> <td>△52%</td> <td>△47%</td> <td>△38%</td> <td>△31%</td> <td>△34%</td> <td>△29%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※) 平成22年度は「資産除去債務に関する会計基準」の適用により生じた資産除去債務が計上されている。</p> <p>(2) (百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>予算</th> <th>実績</th> <th>差額 (実績-予算)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>業務経費</td> <td>11,720</td> <td>670</td> <td>△11,050</td> </tr> <tr> <td> 人件費</td> <td>306</td> <td>181</td> <td>△125</td> </tr> <tr> <td> 売却事業費</td> <td>1,403</td> <td>89</td> <td>△1,314</td> </tr> <tr> <td> 管理経費</td> <td>9,853</td> <td>312</td> <td>△9,541</td> </tr> <tr> <td> 施設整備費</td> <td>8,853</td> <td>163</td> <td>△8,690</td> </tr> <tr> <td> その他</td> <td>1,000</td> <td>149</td> <td>△851</td> </tr> <tr> <td> その他業務経費</td> <td>158</td> <td>88</td> <td>△70</td> </tr> <tr> <td>除く施設整備費</td> <td>2,867</td> <td>507</td> <td>△2,360</td> </tr> </tbody> </table>		一般管理費 (人件費除く)	対 17年度	対 18年度	対 19年度	対 20年度	対 21年度	対 22年度	17年度 (6ヶ月間)	①決算額 ②初年度限りの経費 ③継続する経費 (①-②) ④年換算 (③×2)	86 65 21 42	— — — —	— — — —	— — — —	— — — —	— — — —	18年度決算額	38	△10%	—	—	—	—	—	19年度決算額	33	△21%	△13%	—	—	—	—	20年度決算額	29	△31%	△24%	△12%	—	—	—	21年度	⑤決算額 ⑥本部移転経費 ⑦通常経費 (⑤-⑥)	31 4 27	△26% △33% △36%	△18% △26% △29%	△6% +7% △18%	— — △7%	— — —	22年度	⑧決算額 ⑨資産除去債務分 (※) ⑩通常経費 (⑧-⑨)	28 6 23	△33% — △45%	△26% — △39%	△15% — △30%	△3% — △21%	△10% — △15%	23年度決算額	20	△52%	△47%	△38%	△31%	△34%	△29%		予算	実績	差額 (実績-予算)	業務経費	11,720	670	△11,050	人件費	306	181	△125	売却事業費	1,403	89	△1,314	管理経費	9,853	312	△9,541	施設整備費	8,853	163	△8,690	その他	1,000	149	△851	その他業務経費	158	88	△70	除く施設整備費	2,867	507	△2,360
	一般管理費 (人件費除く)	対 17年度	対 18年度	対 19年度	対 20年度	対 21年度	対 22年度																																																																																																
17年度 (6ヶ月間)	①決算額 ②初年度限りの経費 ③継続する経費 (①-②) ④年換算 (③×2)	86 65 21 42	— — — —	— — — —	— — — —	— — — —	— — — —																																																																																																
18年度決算額	38	△10%	—	—	—	—	—																																																																																																
19年度決算額	33	△21%	△13%	—	—	—	—																																																																																																
20年度決算額	29	△31%	△24%	△12%	—	—	—																																																																																																
21年度	⑤決算額 ⑥本部移転経費 ⑦通常経費 (⑤-⑥)	31 4 27	△26% △33% △36%	△18% △26% △29%	△6% +7% △18%	— — △7%	— — —																																																																																																
22年度	⑧決算額 ⑨資産除去債務分 (※) ⑩通常経費 (⑧-⑨)	28 6 23	△33% — △45%	△26% — △39%	△15% — △30%	△3% — △21%	△10% — △15%																																																																																																
23年度決算額	20	△52%	△47%	△38%	△31%	△34%	△29%																																																																																																
	予算	実績	差額 (実績-予算)																																																																																																				
業務経費	11,720	670	△11,050																																																																																																				
人件費	306	181	△125																																																																																																				
売却事業費	1,403	89	△1,314																																																																																																				
管理経費	9,853	312	△9,541																																																																																																				
施設整備費	8,853	163	△8,690																																																																																																				
その他	1,000	149	△851																																																																																																				
その他業務経費	158	88	△70																																																																																																				
除く施設整備費	2,867	507	△2,360																																																																																																				

中期目標	中期計画	平成 23 年度計画	平成 23 年度の業務の実績
<p>(2) 「行政改革の重要方針」（平成 17 年 12 月 24 日閣議決定）を踏まえ、的確な業務を執行する体制を維持しつつ、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うこと。 併せて、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、給与体系の見直しを進めること。</p>	<p>(3) 「行政改革の重要方針」（平成 17 年 12 月 24 日閣議決定）を踏まえ、的確な業務を執行する体制を維持しつつ、平成 21 年度末までに、平成 17 年度に比べて 4% 以上の人員の削減を行う。 また、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、役職員の給与について必要な見直しを進める。</p>	<p>(3) 国家公務員の給与構造改革を踏まえ、役職員の給与について必要な見直しを進める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・業務経費については、予算 11,720 百万円に対して、実績は 670 百万円、予算比 11,050 百万円の減となっている。この内、8,690 百万円については、東日本大震災による被災もあり、病院の機能維持整備が工事の発注および発注予定までに留まり支出が翌年度以降になったことによるものであり、それを除く 2,360 百万円は各種の節減に取り組んだことにより予算比で節減されている。 ・各種調達に当たっては、原則として一般競争入札とし、一般競争入札になじまない一部の業務については企画競争を行い、業務経費の効率的な執行に努めた。 <p>(3) 役員及び職員の給与については、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、平成 23 年度の国家公務員の人事院勧告に準じて俸給月額の引下げを行った。</p>

評価の視点等	自己評価	S	評定	A
【評価項目 3 業務運営の効率化に伴う経費節減】	<p>（評価は、評定記入用紙に記入ください。）</p> <p>【委員会としての評定理由】</p> <p>一般管理費（人件費除く）は平成 17 年度比 52% 節減、平成 22 年度決算額との比較でも 29% の節減となっている。業務経費は、予算比で大幅に減少しているが、主な減少要因は、東日本大震災による被災もあり、病院の機能維持整備の工事費用の支出が翌年度以降にずれ込んだことであるが、これを除いた経費についても、各種の節減に取り組んだ結果、予算比で節減が図られている。また、業務費における冗費の点検削減についても着実に進められており、人員についても、新機構への改組に向けて、平成 24 年度以降に本格化する改組準備に必要となる人材の受入れに備えた削減を行ったことから、人員の削減目標を達成するとともに、人件費の削減を図り、効率的な執行に努めたことは評価できる。</p> <p>【各委員の評定理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・結果として、震災被災病院の復旧工事が軽度で済んだことにより、予算執行額が少なかった。 ・一般管理費は大幅に削減しているが、活動実態との関係も考慮して判断することが重要（翌期持ち越し） ・大幅な経費削減がなされたわけではなく、単に震災対応の費用が 24 年度に計上されたに過ぎない。 ・大震災対応の臨時対応（財務対応、修復）は高く評価できる。 ・一般管理費の削減も、十二分になされている。 ・一般管理費は継続して削減努力が認められる。前期比 29% の減となった。 ・人員数は前期比 6 名減の 24 名に削減されている。 			
【数値目標】 ○平成 23 年度末の一般管理費（人件費除く）の額を対 17 年度比で 10% 以上削減する。	<p>平成 23 年度末の一般管理費（人件費除く）の額（20 百万円）は、平成 17 年度に比べ 52% の削減となっている。</p>			
【評価の視点】 ○一般管理費（人件費を除く。）については、中期目標期間の最終の事業年度において、対平成 17 年度比 10% 以上の額を削減すること。	<p>実績：○</p> <p>平成 23 年度の一般管理費（人件費除く）は、平成 17 年度との比較で過去最高の 52% 節減、前年度（平成 22 年度決算額）との比較でも過去最高の 29% を節減した。</p>			
○一般管理費（人件費を除く。）の削減について、中期計画に掲げる目標値の達成に向けた取組が行われ、着実に進展しているか。	<p>実績：○</p> <p>一般管理費（人件費除く）の削減については、調達の必要性や価格の妥当性の精査を行った上で、さらに価格交渉を行うなどの取組みに努めた結果、平成 17 年度との比較で過去最高の 52% の削減、前年度（平成 22 年度決算額）との比較でも過去最高の 29% の節減となっており、着実に進展している。（前掲 業務実績 第 1 の 3. 業務運営の効率化に伴う経費節減(1) 参照）</p>			
○事業費における冗費を点検し、その削減を図っているか。 委員長通知別添二①	<p>実績：○</p> <p>序費等については、年度・月単位での比較等の点検を行い、増減の要因を確認した上で、適正な執行に努めている。（別添資料項目 4 参照）</p>			

評価の視点等	自己評価	—	評定	—															
○業務経費について、費用対効果を十分に踏まえた効率的な執行を実現するため、具体的な取組がなされたか。 (政・独委の評価の視点と同様)	実績：○ ・業務経費については、予算 11,720 百万円に対して、実績は 670 百万円、予算比 11,050 百万円の減となっている。この内、8,690 百万円については、東日本大震災による被災もあり、病院の機能維持整備が工事の発注および発注予定までに留まり支出が翌年度以降になったことによるものであり、それを除く 2,360 百万円は各種の節減に取り組んだことにより予算比で節減されている。 ・各種調達に当たっては、原則として一般競争入札によることし、一般競争入札になじまない一部の業務については企画競争を行い、徹底した経費節減を図っている。		(評価は、評定記入用紙に記入ください。) ・運営経費は予算比大幅に減少したが減少の大きな原因是大震災による復旧工事に時間がかかり病院の機能維持整備費の執行が翌年度にずれ込んだためである。 ・震災等の突發的事故にも、適切に対応してきた。 ・東日本大震災の発生による施設の修繕の必要性に備えて、適切な対応がなされたと評価できる。また、こうした非常事態に応じて、国庫納付の留保も行われた。 ・業務経費が大幅に削減されている。 ・また、人件費についても、適切な対応が行われている。 ・東日本関連修繕費を除く経費（人件費を除く）についても、圧縮に努め、大幅な削減を実現した。 ・給与水準についてもラスパイレス指数 100 以下の水準を実現した。																
○総人件費改革を進めるため、「行政改革の重要方針」（平成 17 年 12 月 24 日閣議決定）を踏まえ、的確な業務を執行する体制を維持しつつ、平成 21 年度末までに、平成 17 年度に比べて 4% 以上の人員の削減を行うための取組を進めたか。 (政・独委の評価の視点と同様)	実績：○ 平成 21 年度末の常勤役職員数は 34 名（平成 17 年度比 5.6% 減）であり、既に数値目標を達成しているところであるが、平成 23 年度においては、社会保険病院等の譲渡指示に備えて、引き続き民間の専門的知見を最大限活用できる体制を確保するとともに、平成 23 年 6 月の機構法の一部を改正する法律の成立により当機構が新機構へと改組されることが決定し、改正中期目標等において新機構への改組に向けた準備作業を適切に行うこととされたことから、平成 24 年度以降に本格化する改組準備に必要となる人材の受け入れに備えた人員の削減を行い、平成 23 年度末の常勤役職員数は 25 名となった。 (別添資料項目 3 ①参照)																		
○国家公務員の給与構造改革を踏まえ、役職員の給与について必要な見直しを進めたか。	実績：○ 役員及び職員の給与については、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、平成 23 年度の国家公務員の人事院勧告に準じて俸給月額の引下げを行った。（別添資料項目 3 ①参照）																		
○国家公務員と比べて給与水準の高い法人について、以下のような観点から厳格なチェックが行われているか。 ・給与水準の給与水準の高い理由及び講ずる措置（法人の設定する目標水準を含む）についての法人の説明が、国民に対して納得の得られるものとなっているか。 ・法人の給与水準自体が社会的な理解の得られる水準となっているか。 (政・独委の評価の視点) (委員長通知の別添一①と同様)	実績：○ 平成 23 年度の当機構のラスパイレス指数については、国の給与改正に準じて給与の見直しを行っており、対国家公務員指数で 99.8 となっている。（別添資料項目 3 ①参照） (参考) 対国家公務員ラスパイレス指数 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>平成 20 年度</th><th>平成 21 年度</th><th>平成 22 年度</th><th>平成 23 年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対国家公務員</td><td>111.6</td><td>110.0</td><td>103.7</td><td>99.8</td></tr> <tr> <td>地域・学歴勘案</td><td>105.3</td><td>99.8</td><td>95.6</td><td>91.6</td></tr> </tbody> </table>		平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	対国家公務員	111.6	110.0	103.7	99.8	地域・学歴勘案	105.3	99.8	95.6	91.6			
	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度															
対国家公務員	111.6	110.0	103.7	99.8															
地域・学歴勘案	105.3	99.8	95.6	91.6															
○国と異なる、又は法人独自の諸手当は、適切であるか。 (委員長通知別添一③)	実績：○ 国と異なる手当はない。 今後とも国の基準に準じた見直しに努める。（別添資料項目 3 ②参照）																		
○法定外福利費の支出は、適切であるか。 (委員長通知別添一④)	実績：○ 当機構における法定外福利費は「労働安全衛生法に基づく健康診断費用」及び「人間ドック等の健康診断費用」のみであり、その他レクリエーション等経費への支出はない。（別添資料項目 3 ③参照）																		
○契約方式等、契約に係る規程類について、整備内容や運用の適切性等、必要な評価が行われているか。 (政・独委の評価の視点)	実績：○ 「独立行政法人における契約の適正化（依頼）」（平成 20 年 11 月 14 日総務省行政管理局長事務連絡）において講ずることとされている措置についてはすべて実施済である。（別添資料項目 5 ⑤参照）																		

評価の視点等	自己評価	一	評定	一
○契約事務手続に係る執行体制や審査体制について、整備・執行等の適切性等、必要な評価が行われているか。 (政・独委の評価の視点)	実績：○ 当機構においては、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成 21 年 11 月 17 日閣議決定）や「調達の適正化について（依頼）」（平成 22 年 4 月 6 日厚生労働大臣通知）等に基づく、契約監視委員会の設置、随意契約等見直し計画の策定、一般競争入札の徹底等の各種取組みを着実に実施するとともに、入札執行及び契約審査に知見を有する外部顧問を設置し、日常的に審査・指導を受けることのできる体制を整備している。		(評価は、評定記入用紙に記入ください。)	
○契約監視委員会での見直し・点検は適切に行われたか。（その後のフォローアップを含む。）。また、「随意契約等見直し計画」が計画どおり進んでいるか。 (委員長通知別添二③)	実績：○ 平成 23 年度のすべての契約（少額随契を除く）について点検を受け、特段の指摘事項はなかった。 平成 23 年度においても「随意契約等見直し計画」に沿った取り組みを着実に実施した結果、随意契約についてはすべて随意契約によらざるを得ないもののみであり、一般競争入札においても、1 者応札となったものが 1 件あったものの、契約監視委員会の点検において入札手続きに問題はなくやむを得ないものとの判断を受けている。			
○個々の契約について、競争性・透明性の確保の観点から、必要な検証・評価が行われているか。 (政・独委の評価の視点) (委員長通知の別添二②と同様)	実績：○ 当機構においては個々の契約について、①担当部での審査（決裁）、②総務部（経理担当）での審査（決裁）、③契約審査会（理事長、理事、監事、入札執行及び契約審査に知見を有する外部顧問等で構成）での審査（決裁）、④契約状況のホームページでの公表、⑤役員会での事後点検（四半期ごと）、⑥契約監視委員会での事後点検という仕組みにより、重層的に検証・評価を行い、競争性・透明性を確保している。			
○総人件費改革は進んでいるか。 (委員長通知別添一②)	実績：○ ・総人件費改革については、「行政改革の重要方針」（平成 17 年 12 月 24 日閣議決定）を踏まえ、中期計画において「平成 21 年度末までに、平成 17 年度に比べて 4% 以上の人員の削減を行うこと」及び「国家公務員の給与構造改革を踏まえて、役職員の給与について必要な見直しを進めること」を掲げている。 ・人員の削減については、平成 21 年度末の常勤役職員数は 34 名（平成 17 年度比 5.6% 減）であり、既に数値目標を達成しているところであるが、平成 23 年度においては、社会保険病院等の譲渡指示に備えて、引き続き民間の専門的知見を最大限活用できる体制を確保するとともに、平成 23 年 6 月の機構法の一部を改正する法律の成立により当機構が新機構へと改組されることが決定し、改正中期目標等において新機構への改組に向けた準備作業を適切に行うこととされたことから、平成 24 年度以降に本格化する改組準備に必要となる人材の受入れに備えた人員の削減を行い、平成 23 年度末の常勤役職員数は 25 名となった。 ・役職員の給与については、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、国家公務員に準じた見直しを行っており、平成 23 年度においても、国家公務員の人事院勧告に準じて俸給月額の引下げを行った。 ・上記のとおり、国の給与改正に準じて給与等の見直しを行い、適正な給与水準を維持してきた結果、平成 23 年度の当機構のラスパイレス指数については、対国家公務員指数で 99.8 となっている。 ・役員（理事長）の報酬等については、平成 18 年度より特別手当について業績評価による算定を導入するとともに、厚生労働事務次官の報酬額の範囲内となるよう努めている。 (別添資料項目 3 ①参照)			

評価シート（4）

中期目標	中期計画	平成23年度計画	平成23年度の業務の実績
第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 各施設の経営状況等の把握 中期目標期間を通じた具体的な譲渡又は廃止施設の選定に資するため、各施設の経営実績、今後の経営見通し及び建物の老朽度等の状況を把握する。</p> <p>2 機構の業務内容に関する地方公共団体への説明 年金福祉施設等が所在する地方公共団体に対し、必要に応じ、機構が行う譲渡業務の内容について、説明を行う。</p>	<p>第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 各施設の経営状況等の把握 • 社会保険病院等が引き続き地域医療に貢献できることを目的として、平成22年度に実施した財務調査（第1フェーズ）と同等の会計基準に基づき、3期分の合算財務諸表を作成するとともに、指標分析、比較分析等による個別病院等の詳細分析（財務調査 第2フェーズ）を実施し、各施設の経営実績、今後の経営見通し等の状況を把握した。また、財務調査結果について、厚生労働省や委託先公益法人本部、各病院等と共有し、地域医療機能推進機構への改組の進め方や改組後の施設運営等についての議論にも活用している。 • 平成22年度に実施した不動産調査時で把握した土地・建物の利用状況、不動産支障等の情報を分析し、不動産支障の解消可否の検討を行った。 （建物の老朽度等の状況把握については、後掲 評価シート（6）業務実績 第2の4.（2）施設の管理 【資産価値の保全】 参照）</p> <p>2 機構の業務内容に関する地方公共団体への説明 • 平成23年12月21日付けで譲渡指示が出された健康保険鳴門病院等については、買受者である徳島県との協議はもとより、鳴門市へも連絡を密に行い、売買契約を締結した。 • 譲渡指示が出された川崎社会保険病院等については、所在地方公共団体である神奈川県・川崎市の意見を徵したうえで譲渡条件を決めるとともに、入札スケジュール等についても調整のうえ入札を実施する予定。 • 今後も、譲渡指示が出された場合には、病院所在の地方公共団体と譲渡条件等について協議を行っていくこととしている。</p>

評価の視点等	自己評価	S	評定	A
【評価項目4 各施設の経営状況等の把握 機構の業務内容に関する地方公共団体への説明】	<ul style="list-style-type: none"> ・社会保険病院等が引き続き地域医療に貢献できることを目的として、財務調査（第2フェーズ）を実施し、各施設の経営実績、今後の経営見通し等の状況を把握した。また、財務調査結果について、厚生労働省や委託先公益法人本部、各病院等と共有し、地域医療機能推進機構への改組の進め方や改組後の施設運営等についての議論にも活用している。 ・平成22年度に実施した不動産調査で把握した土地・建物の利用状況、不動産支障等の情報を分析し、不動産支障の解消可否の検討を行った。 ・譲渡指示が出された社会保険病院等については、病院所在の地方公共団体から意見を徴したうえで譲渡条件を決めるとともに、入札スケジュール等についても調整のうえ入札を実施する準備が完了した。 		(評価は、評定記入用紙に記入ください。)	
【数値目標】	【数値目標】		【委員会としての評定理由】	
【評価の視点】 ○中期目標期間を通じた具体的な譲渡又は廃止施設の選定に資するため、各施設の経営実績、今後の経営見通し及び建物の老朽度等の状況を適切に把握できたか。	実績：○ <ul style="list-style-type: none"> ・財務調査（第2フェーズ）を実施し、各施設の経営実績、今後の経営見通し等の状況を把握した。また、財務調査結果について、厚生労働省や委託先公益法人本部、各病院等と共有し、地域医療機能推進機構への改組の進め方や改組後の施設運営等についての議論にも活用している。 ・平成22年度に実施した不動産調査で把握した土地・建物の利用状況、不動産支障等の情報を分析し、不動産支障の解消可否の検討を行った。（建物の老朽度等の状況把握については、後掲 評価シート（6）業務実績 第2の4.（2）施設の管理 【資産価値の保全】 参照） 	財務調査（第2フェーズ）を実施し、各施設の経営状況の把握に努めるとともに、厚生労働省、委託先公益法人本部及び各病院等と共有したことは評価できる。 これらのデータについては、新機構への改組の進め方や改組後の病院運営等の議論に大いに活用されることを期待したい。 また、不動産調査で把握した土地・建物の利用状況等を把握したことは評価できる。 厚生労働省から譲渡指示が出された健康保険鳴門病院等及び川崎社会保険病院等については、地元自治体と綿密な協議・連絡を行い、譲渡の手続きが適切に行われたことは評価できる。		
○年金福祉施設等が所在する全ての地方公共団体に対し、機構が行う譲渡業務の内容について、説明を行ったか。	実績：○ 譲渡指示が出された社会保険病院等については、病院所在の地方公共団体から意見を徴したうえで譲渡条件を決めるとともに、入札スケジュール等についても調整のうえ入札を実施する準備が完了した。		【各委員の評定理由】	<ul style="list-style-type: none"> ・各施設の経営状況の把握に努め、経営状況のほか老朽化の状況など適切に調査・把握した。 ・地方公共団体への説明についても、理事長自らが率先して行い、円滑な業務運営に努めた。 ・財務調査時の個別病院に関する詳細分析が、地域医療の推進において、どの程度有益なものであるのかが不明。 ・現状把握の段階に留まっており、譲渡・廃止・経営改善に資するという調査目的が十分には達成されていない。 ・病院の財務、不動産情報の把握に関して、過去のノウハウを十二分に生かしている。 ・結果として、各病院の経営比較及び新機構に向けた情報把握が可能となっている。 ・病院の財務調査第2フェーズを行いデータベース化し、財務調査結果について厚労省、委託先と共に改組後の病院運営に活用している。 ・病院の土地、建物の利用状況を把握した。 ・社会保険病院で未承認で不動産を取得していた案件があった。施設の内容把握は十分ではなかった。やむを得ない面もあるがA評価としたい。 ・地方公共団体に、よく説明している。 ・譲渡指示のあった病院に対して、地方公共団体との調整を行った上で、譲渡の手続きが適切に行われている。 ・また、個別病院の詳細分析、連結決算による病院ネットワークとしての病院の価値の把握、経営見通しについて、分析できる環境作りが行われたものと評価する。 ・各施設の経営状況を適確に把握しており、新機構スタートに向けて諸状況を把握する段階まで作業しており、評価できる。ただし、これをいかに活用していくかは今後の課題。

評価シート（5）

中期目標	中期計画	平成23年度計画	平成23年度の業務の実績														
<p>1 年金福祉施設等の譲渡又は廃止 毎事業年度、年金福祉施設等の譲渡の見通しを年度計画で示し、各事業年度終了時に進捗状況を勘案して業績を評価し、次事業年度以降の業務に反映させること。 また、譲渡後の施設の用途については、買受先及びその転売先等において、公序良俗に反する使用等が行われることがないよう十分に配慮すること。 社会保険病院及び厚生年金病院（これらに併設される介護老人保健施設及び看護専門学校を含む。以下「社会保険病院等」という。）の譲渡等については、地域医療の確保を図る観点も踏まえた厚生労働省の方針を踏まえつつ、対応すること。</p> <p>（1）譲渡施設の選定及び譲渡時期 各事業年度における譲渡施設の選定に当たっては、各施設の経営実績、今後の経営見通し及び建物の老朽度等を総合的に勘案して行うものとし、機構が策定する年度計画において定めること。</p> <p>また、譲渡する施設名、競争執行の場所及び日時を官報で公告すること。なお、公告時期については、委託先公益法人等における清算業務や従業員の雇用に配慮すること。</p>	<p>1 年金福祉施設等の譲渡又は廃止 毎事業年度、年金福祉施設等の譲渡の見通しを年度計画で示し、各事業年度終了時に進捗状況を勘案して業績を評価し、次事業年度以降の業務に反映させる。 また、譲渡後の施設の用途については、買受先及びその転売先等において、公序良俗に反する使用等が行われることがないよう十分に配慮する。 なお、社会保険病院及び厚生年金病院（これらに併設される介護老人保健施設及び看護専門学校を含む。以下「社会保険病院等」という。）の譲渡等については、地域医療の確保を図る観点も踏まえた厚生労働省の方針を踏まえつつ、対応する。</p> <p>（1）譲渡施設の選定及び譲渡時期 ① 各施設の状況について把握するとともに、年度ごとの譲渡施設数の見通しを早急に立てる。 ② 各事業年度における譲渡施設の選定に当たっては、各施設の経営実績、今後の経営見通し及び建物の老朽度等を総合的に勘案して行うものとし、年度計画において定める。</p> <p>③ 譲渡する施設名、競争執行の場所及び日時を官報で公告する。なお、公告時期については、委託先公益法人等における清算業務や従業員の雇用に配慮する。</p>	<p>3 年金福祉施設等の譲渡又は廃止 年金資金等の損失を最小化するという考え方に基づき、多様な譲渡方法を通じ、施設譲渡の促進など事業の効率化、適正化を図る。 また、譲渡後の施設の用途については、買受先及びその転売先等において、公序良俗に反する使用等が行われることがないよう十分に配慮する。 なお、社会保険病院及び厚生年金病院（これらに併設される介護老人保健施設及び看護専門学校を含む。以下「社会保険病院等」という。）の譲渡等については、地域医療の確保を図る観点も踏まえた厚生労働省の方針を踏まえつつ、対応する。</p> <p>（1）譲渡施設の選定及び譲渡時期 ① 本年度における譲渡施設は、社会保険病院等に係る厚生労働省からの譲渡対象選定通知を踏まえて対応する。</p> <p>② 譲渡する施設名、競争執行の場所及び日時を官報で公告する。なお、公告時期については、委託先公益法人等における清算業務や従業員の雇用に配慮する。</p>	<p>3 年金福祉施設等の譲渡又は廃止</p> <p>1. 平成23年12月21日付けで厚生労働省より徳島県への譲渡を指示された健康保険鳴門病院等について、所在地方公共団体である同県から意見を求めた上で譲渡条件等を設定し、平成24年3月28日付けで売買契約を締結した。（契約金額：1,338百万円）</p> <p>2. 平成23年12月21日付けで厚生労働省より譲渡を指示された川崎社会保険病院等について、所在地方公共団体である神奈川県及び川崎市から意見を求め、当機構において譲渡条件・要望・意見として整理し、譲渡条件案を作成。地元有識者で構成される川崎社会保険病院譲渡検討委員会（以下「病院譲渡検討委員会」という。）に同案を諮問し、同委員会の意見を微した上で譲渡条件を設定するなど、一般競争入札を実施する準備が完了した。</p> <p>3. 社会保険小倉記念病院については、予定通り平成24年3月31日付けで、経営委託先である平成紫川会との委託契約を解除し、特別会計清算金（4,482百万円）を7月末までに受領予定。</p> <p>（1）譲渡施設の選定及び譲渡時期 ① 平成23年12月21日付けで厚生労働省より、健康保険鳴門病院等及び川崎社会保険病院等の譲渡選定通知があり、健康保険鳴門病院等について、平成24年3月28日付けで徳島県と売買契約を締結した。</p> <p>【平成23年度までの譲渡実績（契約ベース）】 【単位：百万円】</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>譲渡施設数</th> <th>譲渡物件数</th> <th>売却額</th> <th>売却原価対比額</th> <th>売却原価比</th> <th>出資価格対比額</th> <th>出資価格比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>303</td> <td>423</td> <td>223,475</td> <td>+104,807</td> <td>188.3%</td> <td>+19,215</td> <td>109.4%</td> </tr> </tbody> </table> <p>厚生労働省より委託契約解除を指示された社会保険小倉記念病院については、予定通り平成24年3月31日付けで、経営委託先である平成紫川会との委託契約を解除し、特別会計清算金（4,482百万円）を7月末までに受領予定。</p> <p>【特別会計の清算】 清算済み : 116 特別会計 … 16,589百万円を收受 今後清算予定 : 2 特別会計</p> <p>【公益法人の解散】 解散済み及び解散予定 : 43 法人 非解散 : 51 法人 なお、譲渡を完了した年金福祉施設等、全物件について譲渡後の用途等を確認するために履行状況調査を実施し、完了した。（全物件について、公序良俗に反する使用等は見られなかった。）</p> <p>② 厚生労働省より譲渡を指示された川崎社会保険病院等については、施設名・入札場所及び日時等について、官報及び機関ホームページを開示予定。また、公告時期については、事前に委託先公益法人等と発表時期や落札者への引き継ぎ期間等を協議、売却及び引き継ぎスケジュールを策定し、円滑な病院事業等の継続、事業主体の移行を図るべく調整を実施した。</p>	譲渡施設数	譲渡物件数	売却額	売却原価対比額	売却原価比	出資価格対比額	出資価格比	303	423	223,475	+104,807	188.3%	+19,215	109.4%
譲渡施設数	譲渡物件数	売却額	売却原価対比額	売却原価比	出資価格対比額	出資価格比											
303	423	223,475	+104,807	188.3%	+19,215	109.4%											

評価シート（5）

中期目標	中期計画	平成23年度計画	平成23年度の業務の実績
(2) 契約方法 施設の譲渡に当たっては、公正で適正な譲渡を行う観点から、一般競争入札とすること。 ただし、借地上にある施設について土地所有者が建物の購入を希望する場合は、随意契約により譲渡すること。	(2) 契約方法 ① 施設の譲渡に当たっては、公正で適正な譲渡を行う観点から、一般競争入札とする。 ② ただし、借地上にある施設について土地所有者が建物の購入を希望する場合は、随意契約により譲渡する。	(2) 契約方法 ① 施設の譲渡に当たっては、公正で適正な譲渡を行う観点から、一般競争入札とする。 ② ただし、借地上にある施設について土地所有者が建物の購入を希望する場合は、随意契約により譲渡する。	(2) 契約方法 ・健康保険鳴門病院等については、厚生労働省よりの指示により随意契約により徳島県と売買契約を締結した。 ・川崎社会保険病院等については、一般競争入札により譲渡先を決定し、売買契約を締結予定。
(3) 譲渡条件 次の施設については、譲渡に当たり、一定期間施設の中心的な機能を維持することを譲渡条件とすること。なお、施設の機能廃止が適当とされた施設については、この限りではないこと。 ① 地域医療に貢献している施設（社会保険診療所、健康管理センター及び保養ホーム） ② 入居者に配慮すべき施設（終身利用型老人ホーム及び長期入居型老人ホーム） ③ 同一都道府県内に代替施設がないことからその中心的な機能を維持することが必要な施設であって、別表に掲げるもの	(3) 譲渡条件 次の施設については、譲渡に当たり、一定期間施設の中心的な機能を維持することを譲渡条件とする。なお、施設の機能廃止が適当とされた施設については、この限りではない。 ① 地域医療に貢献している施設（社会保険診療所、健康管理センター及び保養ホーム） ② 入居者に配慮すべき施設（終身利用型老人ホーム及び長期入居型老人ホーム） ③ 同一都道府県内に代替施設がないことからその中心的な機能を維持することが必要な施設であって、別表に掲げるもの	(3) 譲渡条件 社会保険病院等の譲渡に当たっては、厚生労働省の方針を踏まえつつ、譲渡後も維持されるべき医療機能を当該施設の所在する地方公共団体の意見を聴きながら譲渡条件として設定する。なお保養ホームについては、一定期間施設の中心的な機能を維持することを譲渡条件として、当該施設が連携している厚生年金病院と一体で譲渡する。また、施設の機能廃止が適当とされた施設は、この限りではない。	(3) 譲渡条件 ・健康保険鳴門病院等の譲渡条件については、所在地方公共団体かつ譲渡先である徳島県より、譲渡後も維持されるべき医療機能について意見を求めた上で設定した。 ・川崎社会保険病院等の譲渡条件については、所在地方公共団体である神奈川県及び川崎市より、譲渡後も維持されるべき医療機能について意見を求め、当機構において譲渡条件・要望・意見として整理し、譲渡条件案を作成。地元有識者で構成される病院譲渡検討委員会に同案を諮問し、同委員会の承認を得た上で譲渡条件を設定した。
(4) 譲渡価格 施設の譲渡に当たっては、年金資金等の損失を最小化する観点から、不動産鑑定評価の手法に基づき、適正な価格の設定に努めること。	(4) 譲渡価格 施設の譲渡に当たっては、年金資金等の損失を最小化する観点から、不動産鑑定評価の手法に基づき、適正な価格の設定に努める。	(4) 譲渡価格 施設の譲渡に当たっては、年金資金等の損失を最小化する観点から、不動産鑑定評価の手法に基づき、適正な価格の設定に努める。	(4) 譲渡価格 厚生労働省より徳島県への譲渡指示があった健康保険鳴門病院等の予定価格については、直近の不動産鑑定評価を取得した上で、不動産鑑定評価の手法に基づき設定した。 また、川崎社会保険病院等についても、直近の不動産鑑定評価を取得し、不動産鑑定評価の手法に基づき設定する予定。
(5) 譲渡の対価の支払方法 施設の譲渡の対価の支払いは、即時支払（施設の引渡しの日）とすること。 ただし、施設の譲渡先が地方公共団体の場合は、譲渡の対価の支払方法の弾力化に配慮すること。	(5) 譲渡の対価の支払方法 施設の譲渡の対価の支払いは、即時支払（施設の引渡しの日）とする。 ただし、施設の譲渡先が地方公共団体の場合は、譲渡の対価の支払方法の弾力化に配慮する。	(5) 譲渡の対価の支払方法 施設の譲渡の対価の支払いは、施設の引渡しの日迄とする。 ただし、施設の譲渡先が地方公共団体の場合は、譲渡の対価の支払方法の弾力化に配慮する。	(5) 譲渡の対価の支払方法 厚生労働省より徳島県への譲渡指示があった健康保険鳴門病院等については、引渡日迄に譲渡価格全額の振込を確認した上で引渡しを行うこととしている。
(6) 老人ホーム入居者への配慮 老人ホームの譲渡又は廃止に当たっては、入居者の新たな生活の場を確保する等、十分な配慮を行うこと。	(6) 老人ホーム入居者への配慮 老人ホームを譲渡又は廃止する場合には、入居者の新たな生活の場を確保する等、十分な配慮を行う。		
(7) 委託先公益法人等の従業員の雇用への配慮 施設の買受者に対する雇用の依頼等、委託先公益法人等の従業員の雇用に十分な配慮を行うこと。	(7) 委託先公益法人等の従業員の雇用への配慮 施設を譲渡する場合には、施設の買受者に対し、委託先公益法人等の従業員の雇用を依頼する。また、施設の譲渡又は廃止に当たっては、当該施設の譲渡又は廃止に関する情報を厚生労働省職業安定局を通じて公共職業安定所等に提供することにより、委託先公益法人等が行う従業員の求職活動の支援が適切に行われるよう配慮する。	(6) 委託先公益法人等の従業員の雇用への配慮 施設を譲渡する場合には、施設の買受者に対し、委託先公益法人等の従業員の雇用を依頼する。また、施設の譲渡又は廃止に当たっては、当該施設の譲渡又は廃止に関する情報を厚生労働省職業安定局を通じて公共職業安定所等に提供することにより、委託先公益法人等が行う従業員の求職活動の支援が適切に行われるよう配慮する。	(6) 委託先公益法人等の従業員の雇用への配慮 ・健康保険鳴門病院等については、当機構から譲渡先である徳島県に対し、職員の雇用を依頼しており、徳島県からは原則として現職員全員を再雇用する方針である旨回答があった。 ・川崎社会保険病院等については、所在地方公共団体である神奈川県から職員の継続雇用に配慮することが求められたことから、当機構において同県の要望として整理し、全入札参加検討者に対し、同要望への対応方針を求めるこにより、雇用への配慮を求めた。
(8) 地方公共団体との相談 施設の譲渡又は廃止に当たっては、各施設が所在する地域の地方公共団体と事前に相談を行うとともに、その結果について、買受者を募る際に情報提供を行う。	(8) 地方公共団体との相談 施設の譲渡又は廃止に当たっては、各施設が所在する地域の地方公共団体と事前に相談を行うとともに、その結果について、買受者を募る際に情報提供を行う。	(7) 地方公共団体との相談 施設の譲渡又は廃止に当たっては、各施設が所在する地域の地方公共団体と事前に相談を行うとともに、その結果について、買受者を募る際に情報提供を行う。	(7) 地方公共団体との相談 厚生労働省より譲渡指示があった川崎社会保険病院等については、所在地方公共団体である神奈川県及び川崎市から意見を求め、当機構において譲渡条件・要望・意見として整理し、譲渡条件案を作成した。更に、地方公共団体の代表を含む地元有識者で構成される病院譲渡検討委員会を設置し、譲渡条件案を諮問し、同委員会の承認を得たうえで設定した。 なお、当該譲渡条件については、入札公告に明記し、全入札参加検討者に周知予定。

評価の視点等	自己評価	S	評定	S
【評価項目5 年金福祉施設等の譲渡又は廃止】	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年12月21日付けで厚生労働省より徳島県への譲渡を指示された健康保険鳴門病院等について、所在地方公共団体である同県から意見を求めた上で譲渡条件等を設定し、平成24年3月28日付けで売買契約を締結した。(契約金額：1,338百万円) 平成23年12月21日付けで厚生労働省より譲渡を指示された川崎社会保険病院等について、所在地方公共団体である神奈川県及び川崎市から意見を求め、当機構において譲渡条件・要望・意見として整理し、譲渡条件案を作成。地方公共団体の代表を含む地元有識者で構成される病院譲渡検討委員会に同案を諮問し、同委員会の承認を得た上で譲渡条件を設定するなど、一般競争入札を実施する準備が完了した。 厚生労働省より委託契約解除を指示された社会保険小倉記念病院については、予定通り平成24年3月31日付けで、経営委託先である平成紫川会との委託契約を解除し、特別会計清算金(4,482百万円)を7月末までに受領予定。 		(評価は、評定記入用紙に記入ください。)	
【数値目標】 ○年金福祉等施設の譲渡に当たっては、総額で売却原価比100%以上の価格で譲渡する。	実績：○ 年金福祉施設等を含めた全譲渡対象施設の譲渡実績は、売却原価比188.3%であり、総額で売却原価比100%以上の価格で譲渡した。		【委員会としての評定理由】 厚生労働省から譲渡指示を受けた健康保険鳴門病院等及び川崎社会保険病院等については、譲渡後も引き続き地域医療に貢献できるよう、地元自治体の意向に配慮しつつ、地域医療に貢献できる譲渡条件を設定したことは、大いに評価できる。 また、病院職員の雇用の継続を図ったことは、高く評価できる。	
【評価の視点】 ○年金福祉施設等の譲渡の見通しを年度計画で示し、各事業年度終了時に進捗状況を勘案して法人として業績を評価し、次事業年度以降の業務に反映したか。	実績：○ 社会保険病院等については、厚生労働大臣の譲渡指示に基づき、譲渡することとなっている。		【各委員の評定理由】 ・鳴門病院、川崎社会保険病院の売却に関して、原価比100%以上の価格で譲渡決定又は予定しており、特別会計清算金(4,4億円あまり)を受領する予定となっている。 ・自治体との協議を経て、医療サービス、雇用の継続を図った。 ・2病院の譲渡に関して十分な活動を行い、成果をあげた。 ・鳴門病院は徳島県と協議し3月28日付けで売却契約を締結した。引き渡しは25年4月1日と遅れるが、これは先方の法人設立準備によるためであり、やむを得ないものと思われる。 ・川崎社会保険病院は神奈川県、川崎市と協議した「病院譲渡検討委員会」に諮問するなど一般競争入札の準備に努力した。この結果5月に落札された。 ・小倉記念病院は24年3月31日で委託契約を解除し、7月に清算金を受領し、精査の予定である。収入の計上は翌年度になるが契約解除は3月31日であるため、やむを得ないと考えられる。 ・23年度は譲渡指示が2件であり、帳簿上の売却高はないが、売却に向けての努力をしている。 ・病院の機能と施設も大きく変えることなく譲渡できた。	
○年金資金等の損失を最小化するという考え方方に立ちつつ、多様な譲渡方法を通じ、施設譲渡の促進など事業の効率化、適正化が図れたか。	実績：○ ・健康保険鳴門病院等については、厚生労働省よりの指示により随意契約により徳島県と売買契約を締結した。 ・川崎社会保険病院等については、一般競争入札により譲渡先を決定し、売買契約を締結予定。		・職員の解雇もなく売却を進めた。 ・指示のあった病院の譲渡売却により、国庫納付金の最大化に貢献するべく、売却のための適切な対応が行われている。それと同時に、雇用への配慮も行われている。 ・従来の年金施設の譲渡処分とは量的にも質的にも異なるが、譲渡すべき病院を地方公共団体等に適切に譲渡している。	
○年金福祉施設等の譲渡により生じた収入は、当初予算と比較して適切であったか。（後掲）	実績：○ 施設譲渡収入と予算の比較は、後掲 評価シート（9）第3 予算、収支計画及び資金計画の自己評価の部分 参照。			
○各事業年度における譲渡施設の選定は、各施設の経営実績、今後の経営見通し及び建物の老朽度等を総合的に勘案した適切なものとなっていたか。	実績：○ 社会保険病院等については、厚生労働大臣の譲渡指示に基づき、譲渡することとなっている。			
○譲渡する施設名、競争執行の場所及び日時を官報で適切な時期に公告したか。公告時期の設定については、委託先公益法人等における清算業務や従業員の雇用への配慮が十分であったか。	実績：○ 厚生労働省より譲渡を指示された川崎社会保険病院等について、施設名・競争執行の場所・入札日時等については、全て官報及び機関ホームページに開示予定。 また、公告時期については、事前に委託先公益法人等と発表時期や落札者への引き継ぎ期間等を協議、売却及び引き継ぎスケジュールを策定し、円滑な病院事業等の継続、事業主体の移行を図るべく調整を実施した。			

評価の視点等	自己評価	－	評定	－
○施設の譲渡に当たり、一般競争入札で適切に行なったか。	実績：○ ・健康保険鳴門病院等については、厚生労働省よりの指示により随意契約により徳島県と売買契約を締結した。 ・川崎社会保険病院等については、一般競争入札により譲渡先を決定し、売買契約を締結予定。		(評価は、評定記入用紙に記入ください。)	
○入札において不落となつた施設及び買受需要が低いなど売却が困難な施設について、売却のために具体的な方策を講じたか。	実績：○ 平成 23 年度において、不落・不成立となつた施設はない。			
○一定期間施設の中心的な機能の維持が適当とされた施設について、適切な条件により譲渡を行なったか。	実績：○ ・健康保険鳴門病院等の譲渡条件については、所在地方公共団体かつ譲渡先である徳島県より、譲渡後も維持されるべき医療機能について意見を求めた上で設定した。 ・川崎社会保険病院等の譲渡条件については、所在地方公共団体である神奈川県及び川崎市より、譲渡後も維持されるべき医療機能について意見を求め、当機構において譲渡条件・要望・意見として整理し、譲渡条件案を作成。地方公共団体の代表を含む地元有識者で構成される病院譲渡検討委員会に同案を諮問し、同委員会の承認を得た上で譲渡条件を設定した。			
○譲渡条件を付して譲渡した施設又は譲渡しようとする施設について、当該譲渡条件及びこれを付す際の判断基準（一定期間の目途、中心的な機能の実質的内容、地域医療への貢献等、入居者への配慮等）は妥当であったか。	実績：○ ・健康保険鳴門病院等の譲渡条件については、所在地方公共団体かつ譲渡先である徳島県より、譲渡後も維持されるべき医療機能について意見を求めた上で設定した。 ・川崎社会保険病院等の譲渡条件については、所在地方公共団体である神奈川県及び川崎市より、譲渡後も維持されるべき医療機能について意見を求め、当機構において譲渡条件・要望・意見として整理し、譲渡条件案を作成。地方公共団体の代表を含む地元有識者で構成される病院譲渡検討委員会に同案を諮問し、同委員会の承認を得た上で譲渡条件を設定した。			
○施設の譲渡に当たり、不動産鑑定評価の手法に基づく適正な譲渡価格を設定したか。	実績：○ 厚生労働省より徳島県への譲渡指示があつた健康保険鳴門病院等の予定価格については、直近の不動産鑑定評価を取得した上で、不動産鑑定評価の手法に基づき設定した。 また、川崎社会保険病院等についても、直近の不動産鑑定評価を取得し、不動産鑑定評価の手法に基づき設定する予定。			
○施設の譲渡の対価の支払いは、原則として即時支払（施設の引渡しの日）であったか。	実績：○ 厚生労働省より徳島県への譲渡指示があつた健康保険鳴門病院等については、引渡日迄に譲渡価格全額の振込を確認した上で引渡しを行うこととしている。			
○施設の譲渡の対価の支払いが、未収となっているものはないか。	実績：○ 社会保険病院等に係る譲渡の対価の支払いにおいて未収金はない。			
○老人ホームの譲渡又は廃止に当たり、入居者に対して、具体的な配慮がなされたか。	実績：○ 老人ホームについては、入居者に対して具体的な配慮を行なつた上で、平成 22 年度までに譲渡を完了している。			

評価の視点等	自己評価	一	評定	一
○施設の譲渡に当たり、施設の買受者に対し、委託先公益法人の従業員の雇用を依頼したか。	実績：○	<ul style="list-style-type: none"> ・健康保険鳴門病院等については、当機構から譲渡先である徳島県に対し、職員の雇用を依頼し、徳島県からは原則として現職員全員を再雇用する方針である旨回答があった。 ・川崎社会保険病院等については、所在地方公共団体である神奈川県から職員の継続雇用に配慮することが求められたことから、当機構において同県の要望として整理し、全入札参加検討者に対し、同要望への対応方針を求めるこにより、雇用への配慮を求めた。 	(評価は、評定記入用紙に記入ください。)	
○施設の譲渡又は廃止に当たり、当該施設の譲渡又は廃止に関する情報を厚生労働省職業安定局を通じて公共職業安定所等に提供したか。	実績：○	<p>健康保険鳴門病院等については、当機構から譲渡先である徳島県に対し、職員の雇用を依頼し、徳島県からは原則として現職員全員を再雇用する方針である旨回答があつたことから、平成 23 年度については、公共職業安定所等への情報提供は行っていない。</p>		
○上記の取組により、委託先公益法人等の従業員の雇用に適切な配慮がなされたか。	実績：○	<ul style="list-style-type: none"> ・健康保険鳴門病院等については、当機構から譲渡先である徳島県に対し、職員の雇用を依頼しており、徳島県からは原則として現職員全員を再雇用する方針である旨回答があつた。 ・川崎社会保険病院等については、所在地方公共団体である神奈川県から職員の継続雇用に配慮することが求められたことから、当機構において同県の要望として整理し、全入札参加検討者に対し、同要望への対応方針を求めるこにより、雇用への配慮を求めた。 		
○施設の譲渡又は廃止に当たり、各施設が所在する地域の地方公共団体と事前に適切に相談を行ったか。	実績：○	<ul style="list-style-type: none"> ・健康保険鳴門病院等の譲渡に当たっては、所在地方公共団体かつ譲渡先である徳島県より意見を求めた上で、譲渡条件を設定した。 ・厚生労働省より譲渡指示があつた川崎社会保険病院等については、所在地方公共団体である神奈川県及び川崎市から意見を求め、当機構において譲渡条件・要望・意見として整理し、譲渡条件案を作成した。 		
○また、その結果について、買受者を募る際に適切に情報提供を行ったか。	実績：○	<p>川崎社会保険病院等の譲渡条件については、入札公告に明記し、全入札参加検討者に周知予定。</p>		
○厚生労働大臣から指定された社会保険病院等の譲渡について、地域医療が損なわれることのないよう十分配慮して適切に譲渡を行ったか。	実績：○	<p>前述の通り、所在地方公共団体より譲渡後も維持されるべき医療機能につき意見を求めた上で譲渡条件を設定し、地域医療が損なわれることのないよう十分配慮して適切に譲渡を行った。</p>		

評価シート（6）

中期目標	中期計画	平成23年度計画	平成23年度の業務の実績
<p>2 年金福祉施設等の運営及び資産価値の保全 (1) 運営に当たっての基本方針 年金福祉施設等の資産価値を保全し、円滑かつ有益な譲渡を行うため、効率的な経営及び効果的な運営に努めること。 また、必要に応じ、年金福祉施設等の資産価値を高めるための方策を講じること。 社会保険病院等については、地域の医療体制を損なうことのないように配慮すること。</p> <p>(2) 施設の管理 ① 施設の管理については、適切な維持管理に努めること。 ② 施設整備については、緊急災害時の復旧等に必要なものについて、費用対効果や機構全体の財務を総合的に勘案し、必要最小限の措置を講じること。 ③ 施設機能の維持管理のための他の整備を行う場合については、委託先公益法人等の負担において行わせること。</p>	<p>2 年金福祉施設等の運営及び資産価値の保全 (1) 運営に当たっての基本方針 年金福祉施設等の資産価値を保全し、円滑かつ有益な譲渡を行うため、効率的な経営及び効果的な運営を行う。 また、必要に応じ、年金福祉施設等の資産価値を高めるための方策を講じる。 社会保険病院等については、地域の医療体制を損なうことのないように配慮する。</p> <p>(2) 施設の管理 ① 施設の管理については、適切な維持管理に努める。 ② 緊急災害等による被害を受けた施設や被保険者等の安全な利用等に支障を生じるおそれのある施設の復旧等については、当該施設の経営状況、費用対効果及び機構全体の財務を総合的に勘案し、必要最小限の措置を講じる。 ③ 施設機能の維持管理のための他の整備を行う場合については、委託契約において定めることにより、委託先公益法人等の負担において行わせる。</p>	<p>4 年金福祉施設等の運営及び資産価値の保全 (1) 運営に当たっての基本方針 年金福祉施設等の資産価値を保全し、円滑かつ有益な譲渡を行うため、効率的な経営及び効果的な運営を行う。 また、必要に応じ、年金福祉施設等の資産価値を高めるための方策を講じる。 社会保険病院等については、地域の医療体制を損なうことのないように配慮する。</p> <p>(2) 施設の管理 ① 施設の管理については、適切な維持管理に努める。 ② 緊急災害等による被害を受けた施設や被保険者等の安全な利用等に支障を生じるおそれのある施設の復旧等については、当該施設の経営状況、費用対効果及び機構全体の財務を総合的に勘案し、必要最小限の措置を講じる。 ③ 施設機能の維持管理のための他の整備を行う場合については、委託契約において定めることにより、委託先公益法人等の負担において行わせる。</p>	<p>4 年金福祉施設等の運営及び資産価値の保全 (1) 運営に当たっての基本方針 • 平成23年3月11日に発生した東日本大震災により大きな被害を受けたと報告があった東北所在の病院について、4月7日から8日にかけて現地調査を行って被害状況を直接確認し、緊急性が高い整備として当機構の費用負担により元設計・元施工業者等に随意契約にて発注を行う方針とした。 • 社会保険病院等については、平成14年度以降保険料財源による整備が行われていないことから、一部の病院については財務状況等により必要な機能維持整備が行われておらず、地域の医療体制が損なわれる懸念があることから、一定のルールのもとアドバイザー意見も参考にしたうえで当機構負担による整備を実施し、地域の医療体制を損なうことのないように配慮している。 • 厚生労働大臣から譲渡選定通知を受けた社会保険病院等については、地域医療に十分な配慮を行い、譲渡手続きを進めた。随意契約で譲渡を行う鳴門病院については、地域医療に配慮しながら徳島県や病院運営団体との譲渡に関する協議を進めた。一般競争入札で譲渡を行う川崎社会保険病院については、地元自治体から譲渡条件に関する意見・要望を聴取し、地域の有識者の参画する譲渡検討委員会を開催し、諮問・了承を得た上で、譲渡条件を策定した。また、川崎社会保険病院については、厚生労働省や地元自治体と連携し、病院運営団体に対し医療機能の維持に最善を尽くすよう要請を行うなど、医療機能の維持に努めた。</p> <p>(2) 施設の管理 【資産価値の保全】 • 平成23年3月11日に発生した東日本大震災により大きな被害を受けた仙台市内所在の仙台社会保険病院および東北厚生年金病院に対しては、当座の病院機能の復旧、患者・職員に対する安全の確保といった観点から、当機構の費用負担により直ちに復旧工事に着手し、11月末までに工事を完了した。 • 外壁の亀裂などその他の震災被害の報告があった病院については、機能維持整備と併せて、復旧工事を行っている。 • 財務状況等から必要な機能維持整備が行われていない一部の病院について、地域医療への配慮及び資産価値保全の観点から、アドバイザーを活用し、熱源機器の更新・空調設備の更新・外壁補修・屋上防水補修等整備項目を決定の上、当機構の費用負担による整備を実施している。 ① 15病院を対象に、機能維持整備計画を策定し、順次入札により施工業者を選定のうえ整備工事を実施中。 ② 建物の耐震性に問題がある6病院について、厚生労働省の方針に基づき、耐震診断及び耐震補強設計を実施し、うち5病院について耐震補強工事に着手した。</p> <p>【資産の管理】 ① 資産管理の観点から、施設利用者の安全な利用等に支障を生じるおそれのあるもの等、必要最小限の整備について、当機構負担による施設の整備を実施。 整備件数：19件（うち病院等分9件） 金額：57百万円（うち病院等分8百万円） ② 当機構保有の物品についても、廃棄につき当機構の承認を経る取扱いとし、施設付の物品管理簿と機構の物品リスト及び現物との突合確認を行うことにより、そのチェックを行う体制としている。 廃棄件数：684件（病院等分）</p>

中期目標	中期計画	平成23年度計画	平成23年度の業務の実績
<p>(3) 運営の停止等 経営実績、経営見通し、建物の老朽度等を総合的に勘案し、経営を継続することが不適切と認められる施設については、早急に運営を停止すること。 運営停止後の年金福祉施設等については、譲渡を行うまでの間、資産価値が減じないよう適切な維持管理に努めること。</p> <p>(4) 社会保険病院等 社会保険病院等が引き続き地域医療に貢献できるよう、病院の経営状況・資産状況の把握等を通じ、適切な運営に努めること。</p>	<p>(3) 運営の停止等 経営実績、経営見通し、建物の老朽度等を総合的に勘案し、経営を継続することが不適切と認められる施設については、早急に運営を停止する。 運営停止後の年金福祉施設等については、譲渡を行うまでの間、資産価値が減じないよう適切な維持管理を行う。</p> <p>(4) 社会保険病院等 社会保険病院等が引き続き地域医療に貢献できるよう、病院の経営状況・資産状況の把握等を通じ、適切な運営に努める。</p>	<p>(3) 運営の停止等 経営実績、経営見通し、建物の老朽度等を総合的に勘案し、経営を継続することが不適切と認められる施設については、早急に運営を停止する。 運営停止後の年金福祉施設等については、譲渡を行うまでの間、資産価値が減じないよう適切な維持管理を行う。</p> <p>(4) 社会保険病院等 社会保険病院等が引き続き地域医療に貢献できるよう、病院の経営状況・資産状況の把握等を通じ、適切な運営に努める。</p>	<p>③ 委託先公益法人から寄付を受けた土地の所有権移転について、登記手続きを完了した。 ④ 施設機能の維持管理のためのその他の整備については、当機構の承認に基づき、委託先の負担において実施。 承認件数：病院等分 29 件 金額：病院等分 339 億円</p> <p>(3) 運営の停止等 平成23年度においては、運営を停止した施設はない。</p> <p>(4) 社会保険病院等 ① 財務調査（第2フェーズ）の実施 • 社会保険病院等の財務諸表は、その作成基準が委託先公益法人毎・個別病院毎で異なっており、統一的な基準で把握する必要があること • 保険料財源による施設整備を行わないことを前提とした場合、将来の建替え資金を捻出するためには、当機構保有資産にかかる減価償却負担を個別病院毎の財務諸表において費用認識する必要があることから、当機構保有資産の再調達原価（平成22年度末不動産鑑定評価書記載の再調達原価）に基づき減価償却累計額・年間償却額を算定する必要があること • 病院保有不動産についても把握し、当機構資産を含めた病院全体としての、簿価を把握する必要があること • 病院の実態ベースの経営状況を詳細に把握するためには、少なくとも3期分の合算財務諸表を作成する必要があること 等から、平成22年度に実施した財務調査（第1フェーズ）と同等の会計基準に基づき、平成21年3月期及び平成23年3月期の合算貸借対照表（簿価基準）及び合算損益計算書（簿価基準）を作成するとともに、指標分析、比較分析等による個別病院等の詳細分析（財務調査 第2フェーズ）を実施した。 財務調査結果については、厚生労働省や委託先公益法人本部、各病院等と共有し、地域医療機能推進機構への改組の進め方や改組後の施設運営等についての議論にも活用している。 ② 不動産支障の解消可否の検討 平成22年度に実施した不動産調査時に把握した土地・建物の利用状況、不動産支障等の情報を分析し、不動産支障の解消可否について検討を行い、安全性、法令適合性等の観点から優先順位を付けた上で順次実施している。 ③ 財務内容と老朽度に基づく施設整備計画の策定 前掲 業務実績 第2の4.(2)施設の管理【資産価値の保全】参照</p>

評価の視点等	自己評価	S	評定	S
【評価項目6 年金福祉施設等の運営及び資産価値の保全】	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年3月11日に発生した東日本大震災により大きな被害を受けたと報告があった東北所在の病院について、4月7~8日にかけて現地調査を行って被害状況を直接確認した。特に大きな被害を受けた仙台社会保険病院および東北厚生年金病院については、緊急性が高い整備として当機構の費用負担により元設計・元施工業者等に随意契約にて発注を行う方針とし、直ちに復旧工事に着手し、11月末までに工事を完了した。 委託先の自主整備に加え、財務状況等の理由から自主整備が十分に実施されていない病院の機能維持整備や建物の耐震性に問題がある病院の耐震診断・耐震補強設計を当機構の費用負担により行っている。また、外壁の亀裂など震災被害の報告があった病院については、機能維持整備と併せて、復旧工事を行っている。 社会保険病院等について、財務調査（第2フェーズ）及び不動産支障の解消可否について検討を行った。経営状況・資産状況の把握を通じ、引き続き地域医療に貢献できるよう、適切な運営に努めた。 		(評価は、評定記入用紙に記入ください。)	
【数値目標】			【委員会としての評定理由】	
【評価の視点】			平成23年3月11日に発生した東日本大震災により大きな被害を受けたと報告があった東北所在の病院について、4月7~8日にかけて現地調査を行って被害状況を直接確認し、特に大きな被害を受けた仙台社会保険病院および東北厚生年金病院については、病院機能の復旧、患者・職員に対する安全の確保といった観点から、緊急性が高い整備として機構の費用負担により、直ちに復旧工事に着手し、11月末までに工事を完了したことは大いに評価できる。	
○年金福祉施設等の資産価値を保全し、円滑かつ有益な譲渡を行うため、効率的な経営及び効果的な運営を行ったか。 必要に応じ、年金福祉施設等の資産価値を高めるため、具体的な方策を講じたか。	実績：○ <ul style="list-style-type: none"> 社会保険病院等が引き続き地域医療に貢献できることを目的として、財務調査（第2フェーズ）を実施し、経営状況を把握、効率的な経営及び効果的な運営を行った。 平成22年度に実施した不動産調査時に把握した土地・建物の利用状況、不動産支障等の情報を分析し、不動産支障の解消可否について検討を行い、安全性、法令適合性等の観点から優先順位を付けた上で順次実施している。 		また、財務状況等から必要な機能維持整備の行われていない病院の機能維持整備を行ったことや、建物の耐震性に問題がある病院の耐震診断等を行い、資産価値の保全を行うとともに地域医療を損なうことのないよう手当したことは高く評価できる。	
○施設の管理について、適切な維持管理を行ったか。	実績：○ <ul style="list-style-type: none"> 平成23年3月11日に発生した東日本大震災により大きな被害を受けたと報告があった東北所在の病院について、4月7~8日にかけて現地調査を行って被害状況を直接確認した。特に大きな被害を受けた仙台社会保険病院および東北厚生年金病院については、緊急性が高い整備として当機構の費用負担により元設計・元施工業者等に随意契約にて発注を行う方針とし、直ちに復旧工事に着手し、11月末までに工事を完了した。 委託先の自主整備に加え、財務状況等の理由から自主整備が十分に実施されていない病院の機能維持整備や建物の耐震性に問題がある病院の耐震診断・耐震補強設計を当機構の費用負担により行っている。また、外壁の亀裂など震災被害の報告があった病院については、機能維持整備と併せて、復旧工事を行っている。 		【各委員の評定理由】	
○経営実績、経営見通し、建物の老朽度等を総合的に勘案し、経営を継続することが不適切と認められる施設については、早急に運営を停止したか。	実績：○ 平成23年度においては、運営を停止した施設はない。		・東北所在の病院について、迅速に現地調査を行い、被害状況を直接確認しており、緊急性の高い整備を機構主導により着手、完了できている。	
○運営停止後の年金福祉施設等については、譲渡を行うまでの間、資産価値が減じないよう適切な維持管理を行ったか。	実績：○ 平成23年度においては、該当なし。		・厳しい環境の中、地域医療の中核たる病院の機能維持のために行った活動は高く評価できる。	
○社会保険病院等の整備について費用対効果や機構全体の財務を総合的に勘案し、地域の医療体制を損なうことのないよう必要最小限の措置を講じたか。	実績：○ 平成22年度に選定した15病院に対する機能維持整備工事に順次着手するとともに、厚生労働省の方針に基づき6病院の耐震診断及び耐震補強設計を実施し、うち5病院について耐震強化工事に着手した。		・震災で被害を受けた病院施設の復旧について、短期間に適切に対応した。	
○社会保険病院等が引き続き地域医療に貢献できるよう、社会保険病院等の経営状況・資産状況の把握等を行ったか。	実績：○ <ul style="list-style-type: none"> 平成22年度に実施した財務調査（第1フェーズ）と同等の会計基準に基づき、平成21年3月期及び平成23年3月期の合算財務諸表を作成するとともに、指標分析、比較分析等による個別病院等の詳細分析（財務調査 第2フェーズ）を実施した。財務調査結果については、厚生労働省や委託先公益法人本部、各施設等と共に上、地域医療機能推進機構への改組の進め方や改組後の施設運営等についての議論にも活用している。 平成22年度に実施した不動産調査時に把握し、データベース化した土地・建物の利用状況、不動産支障等の情報を分析し、不動産支障の解消可否について検討を行い、安全性、法令適合性等の観点から優先順位を付けた上で順次実施している。 前掲 業務実績 第2の4. (2) 施設の管理 【資産価値の保全】 参照 		・大震災により東北の病院の改修工事を緊急随契により実施した。	
			・必要な機能維持整備が行われていない病院についてはアドバイザーを活用し機能維持整備計画を策定し、入札により整備工事を行った。	
			・一部の病院については耐震診断を実施し耐震補強工事を行った。	
			・資産の管理もよく行われた。	
			・大震災の発生に伴い、耐震補強設計等の資産価値保全のために必要な対応が速やかに行われている。	
			・震災への対応としての資産価値保全を適切に行っている。	
			・他の病院施設の資産価値保全も適切に行っている。	

評価シート（7）

中期目標	中期計画	平成23年度計画	平成23年度の業務の実績
3 買受需要の把握及び開拓 譲渡対象施設に係る買受需要を把握するとともに、多様な買受需要を開拓するため、地方公共団体及び民間企業等から広範に情報収集を行うこと。	3 買受需要の把握及び開拓 譲渡対象施設に係る買受需要を把握するとともに、多様な買受需要を開拓するため、地方公共団体及び民間企業等から広範に情報収集を行う。	5 買受需要の把握及び開拓 譲渡対象施設に係る買受需要を把握するとともに、多様な買受需要を開拓するため、地方公共団体及び民間企業等から広範に情報収集を行う。 また、買受需要と併せ、個別の施設事業の経営改善及び複数施設による連携のとれた事業展開等による資産価値の評価について情報収集を行う。	5 買受需要の把握及び開拓 厚生労働省より譲渡指示があった川崎社会保険病院等の譲渡について、必要な体制を整備し、過去、年金福祉施設等の譲渡等を通じて蓄積した民間のノウハウを最大限生かして、入札公告までに入念な準備を行った。 ・ 平成23年12月21日付けで厚生労働省より譲渡指示があった川崎社会保険病院等の譲渡については、現に入院・外来診療を行っている病院を、一般競争入札で譲渡するという新たな譲渡スキームとなることから、厚生労働省からの指示に対応し、社会保険病院等の譲渡に係るアドバイザリー業務を外部委託し、必要な体制を整備した。 ・ 譲渡指示後は、マーケティング業務を効率的に行うため、所在地方公共団体である神奈川県及び川崎市やアドバイザー等から情報を入手して、マーケティング対象先リストを作成。同リストに基づき、入札公告までに予め買受需要等を把握した。 ・ 不動産に係る物件概要書の他に、病院や連携する老人保健施設等の事業概要等を纏めた資料を作成し、入札参加検討者への情報提供を行う準備が完了した。

評価の視点等	自己評価	S	評定	A
【評価項目 7 買受需要の把握及び開拓】		厚生労働省より譲渡指示があった川崎社会保険病院等の譲渡について、必要な体制を整備し、過去、年金福祉施設等の譲渡等を通じて蓄積した民間のノウハウを最大限生かして、入札公告までに入念な準備を行った。	(評価は、評定記入用紙に記入ください。)	
【数値目標】			【委員会としての評定理由】	
【評価の視点】 ○譲渡対象施設に係る買受需要を把握するとともに、多様な買受需要を開拓するため、地方公共団体及び民間企業等から広範に情報収集を行ったか。	実績：○	所在地方公共団体である神奈川県及び川崎市、社会保険病院等の譲渡アドバイザー等から情報を収集し、マーケティング対象先リストを作成し、入札公告までに予め買受需要等を把握した。	平成 23 年 12 月 21 日付けで厚生労働省から譲渡指示のあった川崎社会保険病院等の譲渡については、現に入院・外来診療を行っている病院を、一般競争入札で譲渡するという新たな譲渡スキームとなることから、厚生労働省との連絡を密にしつつ、譲渡に係るマーケティング補助等を外部委託することで必要な体制を整備したことは評価できる。	
○買受需要と併せ、個別の施設事業の経営改善及び複数施設による連携のとれた事業展開等による資産価値の評価について適切に情報収集を行ったか。	実績：○	川崎社会保険病院等にあたっては、通常の不動産に係る物件概要書等の他に、病院や連携する老人保健施設等の事業概要等を纏めた資料を作成し、入札参加検討者への情報提供を行う準備が完了した。	また、マーケティング業務を適切に行うため、所在地方公共団体等から情報を収集し、マーケティング対象先リストを作成し、入札公告までに予め買受需要等を把握とともに、病院や連携する老人保健施設等の事業概要書を纏めるなど、過去、年金福祉施設等の譲渡等を通じて蓄積した民間のノウハウを最大限生かした入念な準備を行ったことは評価できる。	
			【各委員の評定理由】	
			<ul style="list-style-type: none"> ・着実な手法で買受需要の把握、開拓に努め、複数の入札者の参加に至ったことは評価できる。 ・機構のマーケティング活動により、入札状況が改善した。 ・資産売却への対応には、過去のノウハウが十分に活用されている。 ・厚労省から譲渡指示があったのは鳴門病院、川崎社会保険病院の 2 件であった。当期の売却収入は 0 であった。 ・第 2 フェーズの財務調査まで進んでおり、データベース化が進んでいる。また、土地、建物の利用状況の把握をできている。このデータを厚労省と共有しているのであれば、譲渡指示の検討材料に活用することはできないか。 ・推進機構への改組と譲渡という 2 つの目的があるため、困難な面もあるがデータベースを活用し買受需要の開拓への働きかけがあってもいいのではないか。 ・入札公告まで大変良く情報を集め、適切に準備が行われた。 ・買受需要の把握、開拓のために、マーケティング業務を効率的に行うなど、十分な対応がなされていると判断する。 ・病院という性格から従来の年金施設の譲渡とは異なる買受需要の把握となるが、アドバイザーを活用して適切に行い、適切な価格での譲渡に結びつけている。 	

評価シート（8）

中期目標	中期計画	平成23年度計画	平成23年度の業務の実績																																																																																											
<p>4 情報の提供</p> <p>(1) 機構の運営状況に関する情報提供 機構の事業実績、財務状況等の運営状況に関する情報を積極的に提供すること。</p> <p>(2) 譲渡の対象となる年金福祉施設等に関する情報提供 円滑かつ効率的な年金福祉施設等の譲渡に資するため、譲渡する施設に関する情報、入札手続に関する情報及び入札結果に係る情報を積極的に提供すること。</p> <p>(3) 年金福祉施設等の運営に関する情報提供 施設に係る収支状況、利用状況等に関する情報を積極的に提供すること。</p>	<p>4 情報の提供</p> <p>(1) 機構の運営状況に関する情報提供 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第22条の規定により、機構の運営状況等に関し、概ね次の情報をホームページ等に掲載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 組織に関する情報 ② 事業報告書等の業務に関する情報 ③ 貸借対照表、損益計算書等の財務に関する情報 ④ 組織、業務及び財務についての評価及び監査に関する情報 <p>(2) 譲渡の対象となる年金福祉施設等に関する情報提供 ① 譲渡を予定する施設等に関する所在地、地目、面積、用途地域等の情報をホームページ等を活用し、広く国民に周知する。 ② 入札に係る公告は官報掲載を行うとともに、併せてホームページ等を活用し、周知を図る。 ③ 入札結果に係る情報の公開については、公開基準を設け、買受者の合意が得られたものをホームページ等に掲載する。 ④ 施設の譲渡手法に係る外部からの照会等に対して積極的に情報提供を行う。</p> <p>(3) 年金福祉施設等の運営に関する情報提供 施設に係る収支状況、利用状況等をホームページ等により広く国民に周知する。</p>	<p>6 情報の提供</p> <p>(1) 機構の運営状況に関する情報提供 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第22条の規定により、機構の運営状況等に関する次の情報をホームページ等に掲載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 機構の目的、業務の概要及び国の施策との関係 ② 機構の組織概要 ③ 機構の役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準並びに職員に対する給与及び退職手当の支給の基準 ④ 機構の中期目標、中期計画及び平成22年度年度計画 ⑤ 機構の契約方法に関する定め ⑥ 毎月の契約締結状況 ⑦ 四半期ごとの公益法人への支出、広報経費、委託調査費、タクシ一代の支出 <p>(2) 譲渡の対象となる年金福祉施設等に関する情報提供 ① 健康保険鳴門病院等の徳島県との売買契約締結後、速やかにホームページに契約締結について掲載するとともに、徳島県庁において記者会見を実施し、より周知を図った。 ② 川崎社会保険病院等の入札に係る公告は官報に掲載するとともに、ホームページにも入札情報を掲載する予定。また、川崎市役所記者クラブへの情報提供等を実施すべく準備を行った。 ③ 当機関で実施した公的資産売却に係るノウハウを整理し、必要に応じ配布が可能な体制を整備しており、国や独立行政法人等より施設の譲渡手法等に關し計7件の照会が有り、原則、面談により、きめ細かな情報提供を行った。</p> <p>(3) 年金福祉施設等の運営に関する情報提供 機構ホームページへのアクセス状況は下記のとおりであり、適切な情報開示を行っている。 なお、平成22年度上半期をもって年金福祉施設等の譲渡を完了したことから、平成22年度下半期以降のアクセス数は減少している。</p>	<p>※ 全ての計数は、月平均 訪問者：訪問者数（同一ユーザーが30分以内に再訪問しても、同一カウント） ページ：閲覧ページ数 ヒット数：一つのページに複数のファイルが含まれている時（例えば画像やjavascript等） それらをそれぞれ別カウント</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>期</th><th>自</th><th>至</th><th>月数</th><th>訪問者</th><th>ページ</th><th>ヒット数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>18/上</td><td>18/6/1</td><td>18/9/30</td><td>4</td><td>21,634</td><td>230,401</td><td>901,228</td></tr> <tr> <td>18/下</td><td>18/10/1</td><td>19/3/31</td><td>6</td><td>28,842</td><td>298,657</td><td>1,215,911</td></tr> <tr> <td>19/上</td><td>19/4/1</td><td>19/9/30</td><td>6</td><td>38,960</td><td>377,283</td><td>1,482,301</td></tr> <tr> <td>19/下</td><td>19/10/1</td><td>20/3/31</td><td>6</td><td>37,065</td><td>384,660</td><td>1,500,645</td></tr> <tr> <td>20/上</td><td>20/4/1</td><td>20/9/30</td><td>6</td><td>42,158</td><td>398,933</td><td>1,724,214</td></tr> <tr> <td>20/下</td><td>20/10/1</td><td>21/3/31</td><td>6</td><td>38,814</td><td>286,851</td><td>1,617,283</td></tr> <tr> <td>21/上</td><td>21/4/1</td><td>21/9/30</td><td>6</td><td>41,329</td><td>249,270</td><td>1,670,521</td></tr> <tr> <td>21/下</td><td>21/10/1</td><td>22/3/31</td><td>6</td><td>44,825</td><td>216,308</td><td>1,319,229</td></tr> <tr> <td>22/上</td><td>22/4/1</td><td>22/9/30</td><td>6</td><td>38,822</td><td>187,610</td><td>1,012,659</td></tr> <tr> <td>22/下</td><td>22/10/1</td><td>23/3/31</td><td>6</td><td>22,672</td><td>113,951</td><td>496,353</td></tr> <tr> <td>23/上</td><td>23/4/1</td><td>23/9/30</td><td>6</td><td>19,611</td><td>111,960</td><td>487,087</td></tr> <tr> <td>23/下</td><td>23/10/1</td><td>24/3/31</td><td>6</td><td>20,532</td><td>117,089</td><td>507,823</td></tr> </tbody> </table>	期	自	至	月数	訪問者	ページ	ヒット数	18/上	18/6/1	18/9/30	4	21,634	230,401	901,228	18/下	18/10/1	19/3/31	6	28,842	298,657	1,215,911	19/上	19/4/1	19/9/30	6	38,960	377,283	1,482,301	19/下	19/10/1	20/3/31	6	37,065	384,660	1,500,645	20/上	20/4/1	20/9/30	6	42,158	398,933	1,724,214	20/下	20/10/1	21/3/31	6	38,814	286,851	1,617,283	21/上	21/4/1	21/9/30	6	41,329	249,270	1,670,521	21/下	21/10/1	22/3/31	6	44,825	216,308	1,319,229	22/上	22/4/1	22/9/30	6	38,822	187,610	1,012,659	22/下	22/10/1	23/3/31	6	22,672	113,951	496,353	23/上	23/4/1	23/9/30	6	19,611	111,960	487,087	23/下	23/10/1	24/3/31	6	20,532	117,089	507,823
期	自	至	月数	訪問者	ページ	ヒット数																																																																																								
18/上	18/6/1	18/9/30	4	21,634	230,401	901,228																																																																																								
18/下	18/10/1	19/3/31	6	28,842	298,657	1,215,911																																																																																								
19/上	19/4/1	19/9/30	6	38,960	377,283	1,482,301																																																																																								
19/下	19/10/1	20/3/31	6	37,065	384,660	1,500,645																																																																																								
20/上	20/4/1	20/9/30	6	42,158	398,933	1,724,214																																																																																								
20/下	20/10/1	21/3/31	6	38,814	286,851	1,617,283																																																																																								
21/上	21/4/1	21/9/30	6	41,329	249,270	1,670,521																																																																																								
21/下	21/10/1	22/3/31	6	44,825	216,308	1,319,229																																																																																								
22/上	22/4/1	22/9/30	6	38,822	187,610	1,012,659																																																																																								
22/下	22/10/1	23/3/31	6	22,672	113,951	496,353																																																																																								
23/上	23/4/1	23/9/30	6	19,611	111,960	487,087																																																																																								
23/下	23/10/1	24/3/31	6	20,532	117,089	507,823																																																																																								

評価の視点等	自己評価	S	評定	A
【評価項目8 情報の提供】		<ul style="list-style-type: none"> ・機構としては、開示可能な情報は可能な限り開示し、透明性確保に努めている。 ・健康保険鳴門病院等の徳島県との売買契約締結後、速やかにホームページに契約締結について掲載するとともに、徳島県庁において記者レクを実施し、周知を図った。 ・川崎社会保険病院等の入札に係る公告は官報に掲載するとともに、ホームページにも入札情報を掲載する予定。また、川崎市役所記者クラブへの情報提供等を実施すべく準備し、周知を図る方針。 	(評価は、評定記入用紙に記入ください。)	
【数値目標】				
○譲渡の対象となる年金福祉施設等及びその運営に関する次の情報について、ホームページの活用その他の複数の手段により、積極的かつ適切に情報提供を行ったか。 ① 譲渡を予定する施設等に関する所在地、地目、面積、用途地域等の情報 ② 入札に係る公告 ③ 公開基準に基づく入札結果に係る情報 ④ 施設に係る収支状況、利用状況等の情報		<p>実績：○</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険鳴門病院等の徳島県との売買契約締結後、速やかにホームページに契約締結について掲載するとともに、徳島県庁において記者レクを実施し、周知を図った。 ・川崎社会保険病院等の入札に係る公告は官報に掲載するとともに、ホームページにも入札情報を掲載する予定。また、川崎市役所記者クラブへの情報提供等を実施すべく準備し、周知を図る方針。 	【委員会としての評定理由】 健康保険鳴門病院等については、徳島県との売買契約締結後、速やかにホームページに契約締結について掲載等を行い、川崎社会保険病院等については、入札に係る公告は官報に掲載するとともに、ホームページにも入札情報を掲載する予定であり、適切に情報開示がなされており、透明性の確保に引き続き努めている点は十分に評価できる。 また、これまでの譲渡のノウハウを整理し、必要に応じて配布が可能な体制を整備しており、国や他の独立行政法人等からの施設の譲渡手法等に関する照会にも適切に対応できたことは評価できる。	
○施設の譲渡手法に係る外部からの照会等に対して積極的に情報提供を行ったか。		<p>実績：○</p> <p>国や独立行政法人等より施設の譲渡手法等に関し計7件の照会が有り、原則、面談により、きめ細かな情報提供を行った。</p>	【各委員の評定理由】 ・情報開示に努め、透明性の確保に引き続き努めている点は十分に評価できる。 ・適切に情報の提供を行った。ただし、従前通りで、23年度において特に当初計画を大幅に上回ったものではない。 ・情報提供が、行政内部を含めて広く行われており、十分かつ有効であった。 ・RFOのホームページの情報提供を継続して行っている。 ・鳴門病院の契約締結をホームページに記載した。川崎社会保険病院も入札情報をホームページに記載する準備をした。 ・RFOの公的資産売却のノウハウを整理し、配布が可能な体制を整備した。国や他の独法からの問い合わせがあった。 ・RFOホームページへのアクセスは年金福祉施設の譲渡が完了したため、22年度下期以降は減少している。 ・情報はよく開示され、これが他の所からも有効に利用されている。 ・ホームページ上での情報開示やマスコミ向けの情報提供など、十分なる情報開示が行われていると判断する。 ・情報の提供は、（病院という性格からやや制約はあるが）適切に行っている。	

評価シート（9）

中期目標	中期計画	平成23年度計画	平成23年度の業務の実績
<p>第4 財務内容の改善に関する事項 本目標第2で定めた事項については、経費の節減を見込んだ中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うこと。</p> <p>第3 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>1 予算 別紙1のとおり</p> <p>2 収支計画 別紙2のとおり</p> <p>3 資金計画 別紙3のとおり</p> <p>第4 短期借入金の限度額 1 限度額 2,944百万円</p> <p>2 想定される理由 機構設立当初の運営経費等への対応</p> <p>第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 機構の主たる事務所が置かれる土地及び建物についても譲渡することとする。</p> <p>第6 剰余金の使途 運営経費又は国庫納付金</p>	<p>第3 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>1 予算 別紙1のとおり</p> <p>2 収支計画 別紙2のとおり</p> <p>3 資金計画 別紙3のとおり</p> <p>第4 短期借入金の限度額 1 限度額 2,944百万円</p> <p>2 想定される理由 機構の運営経費等への対応</p> <p>第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 該当なし</p> <p>第6 剰余金の使途 運営経費又は国庫納付金</p>	<p>第3 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>平成23年度の予算、収支計画及び資金計画に対しての予算執行等の実績は、財務諸表及び決算報告書のとおりである。</p> <p>第4 短期借入金の限度額 平成23年度は短期借入を行っていない。</p> <p>第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 該当なし。</p> <p>第6 剰余金の使途 平成23年度における剰余金（収入－支出）の使途は、翌年度以降の運営経費及び国庫納付金である。</p>	

評価の視点等	自己評価	S	評定	A
【評価項目9 予算、収支計画及び資金計画 短期借入金の限度額】	<p>収入（前期繰越金を除く）については、予算・実績ともに譲渡収入がなかったものの、運用収益及び施設委託先特別会計清算金の増により予算8.8億円に対して実績10.2億円で予算対比+1.4億円となった。</p> <p>支出（翌年度繰越金を除く）については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務経費については、予算11,720百万円に対して、実績は670百万円、予算比11,050百万円の減となっている。この内、8,690百万円については、東日本大震災による被災もあり、病院の機能維持整備が工事の発注および発注予定までに留まり支出が翌年度以降になったことによるものであり、それを除く2,360百万円は各種の節減に取り組んだことにより予算比で節減されており、 ・一般管理費については、各種の節減に取り組んだことにより、予算147百万円に対して、実績は108百万円、予算比39百万円の減となっている。 		(評価は、評定記入用紙に記入ください。)	
【数値目標】			【委員会としての評定理由】	
【評価の視点】	実績：○		平成23年度の年度計画予算の策定においては、平成23年3月11日に発生した東日本大震災を受け、病院機能の復旧、患者・職員に対する安全の確保といった観点から、直ちに復旧工事に着手できるよう、中期計画予算の範囲内で、災害復旧経費の支出予算額を設定したことは評価できる。	
○経費の節減を見込んだ中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うことができたか。	平成23年度においては、収入（前期繰越金を含む）は予算比△4億円の250億円、支出は予算比△111億円の7.8億円となり、その結果、242億円を翌年度へ繰り越した。		また、各種の節減に取り組んだ結果、予算比で節減が図られている点についても評価できる。	
○年金福祉施設等の譲渡により生じた収入は、当初予算と比較して適切であったか。	実績：○	平成23年度においては予算・実績ともに譲渡収入はない。 ※平成23年度においては、厚生労働大臣の譲渡指示（H23.12.21）に基づき2病院の譲渡手続きに着手したが、物件の引渡しは平成24年度であり、譲渡代金は引渡し時に收受することとなっている。	【各委員の評定理由】	
			・予算、収支計画等において適切に行うことにより、機動的な対応を可能とした点、評価できる。	
			・S評価とする明確な理由を見いだすことは出来ない。	
			・予算、資金計画の策定は適切なものであると判断されたので、A評価とした。	
			・震災対応、経費削減が、予算、収支において十分図られている。	
			・23年度の経常利益は△5億円で、これに委託先清算金、臨時利益があり当期利益は5億円となった。22年度の235億から大幅に減少した。売却指示が2件あったが売却高計上は0であった。	

評価の視点等	自己評価	－	評定	－
○上記のほか、予算、収支計画及び資金計画について、各費目に関して計画と実績の差異がある場合には、その発生理由が明らかになっており、合理的なものであるか。	実績：○ 予算、収支計画及び資金計画の各費目に関する差異の主な発生理由は、決算報告書において明らかにしており、特段問題となるようなものはない。	－	(評価は、評定記入用紙に記入ください。)	・売却額が0なのは厚労省からの譲渡指示が23年12月21日と遅れたことも原因である。 ・現金は219億円あり、資金計画上は問題ない。 ・予算の実行も適切に行われている。 ・業務経費の大幅削減等、剩余金の最大化に向けて、適切な対応が行われたと判断する。 ・当該期間中においては譲渡収入がないので、収支の評価は難しいが、経費圧縮に努めており、適切に行っている。 ・なお、東日本大震災関連施設修繕費経費は圧縮したが、評価の対象外とする。
○短期借入金について、借入理由や借入額等の状況は適切であったか。 ○借入金の償還は、適切に行なったか。	実績：○ 平成23年度において短期借入金は生じていない。	－		
○剩余金の使途は適切に処理されたか。	実績：○ 剩余金の使途については、翌年度以降の運営経費及び国庫納付金である。	－		

評価シート（10）

中期目標	中期計画	平成23年度計画	平成23年度の業務の実績
<p>第5 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1 人事に関する計画</p> <p>(1) 方針</p> <p>職員の専門性を高め、その勤務成績を考慮した人事評価を実施すること。</p> <p>(2) 人員に関する指標</p> <p>常勤職員について、その職務能力を向上させるとともに、中期目標期間中に全体として効率化を図りつつ、常勤職員数の抑制を図ること。</p>	<p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 人事に関する計画</p> <p>(1) 方針</p> <p>職員の専門性を高め、その勤務成績を考慮した人事評価を実施する。</p> <p>(2) 人員に関する指標</p> <p>常勤職員について、その職務能力を向上させるとともに、中期目標期間中に全体として効率化を図りつつ、常勤職員数の抑制を図る。</p> <p>(期末の常勤職員数は期初を上回らない)</p> <p>2 施設及び設備に関する計画 該当なし</p>	<p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 人事に関する計画</p> <p>職員の専門性を高め、その勤務成績を考慮した人事評価を実施する。</p> <p>2 施設及び設備に関する計画 該当なし</p>	<p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>譲渡専門職の処遇に成果主義を徹底。</p> <p>1. 人事に関する計画</p> <p>(1) 職員の専門性を高め、その勤務成績を考慮した人事評価を行い、譲渡専門職については、民間に準じ成果主義に基づく実績評価を、一般職員については、実績評価と能力評価による評価を行った。</p> <p>(2) 平成21年度末の常勤役職員数は34名（平成17年度比5.6%減）であり、既に数値目標を達成しているところであるが、平成23年度においては、社会保険病院等の譲渡指示に備えて、引き続き民間の専門的知見を最大限活用できる体制を確保するとともに、平成23年6月の機構法の一部を改正する法律の成立により当機構が新機構へと改組されることが決定し、改正中期目標等において新機構への改組に向けた準備作業を適切に行うこととされたことから、平成24年度以降に本格化する改組準備に必要となる人材の受け入れに備えた人員の削減を行い、平成23年度末の常勤役職員数は25名となった。</p> <p>2. 施設及び設備に関する計画 該当なし</p>

評価の視点等	自己評価	S	評定	S
【評価項目10 人事に関する計画】	<ul style="list-style-type: none"> ・譲渡専門職員の処遇に成果主義を徹底している。 ・平成21年度末の常勤役職員数は34名（平成17年度比5.6%減）であり、既に数値目標を達成しているところであるが、平成23年度においては、社会保険病院等の譲渡指示に備えて、引き続き民間の専門的知見を最大限活用できる体制を確保するとともに、平成23年6月の機構法の一部を改正する法律の成立により当機構が新機構へと改組されることが決定し、改正中期目標等において新機構への改組に向けた準備作業を適切に行うこととされたことから、平成24年度以降に本格化する改組準備に必要となる人材の受け入れに備えた人員の削減を行い、平成23年度末の常勤役職員数は25名となった。 		(評価は、評定記入用紙に記入ください。)	
【数値目標】	【数値目標】		【委員会としての評定理由】	新機構への改組に向けて、平成24年度以降に本格化する改組準備に必要となる人材の受け入れに備えた削減を図りつつ、成果主義の導入により職員のモチベーションを確保した点は大いに評価できる。
【評価の視点】			【各委員の評定理由】	
○勤務成績を考慮した人事評価を実施したか。	実績：○		<ul style="list-style-type: none"> ・成果主義の実績評価も取り入れた適切な人事評価を行うことにより、モラルアップを図った点は大いに評価できる。 ・機構としての業務内容の変化に適切に対応して運営がなされている。 ・今後の改組に向けた人事改革を行いつつも、モチベーション維持、機能維持が十二分に図られている。 	
○常勤職員について、その職務能力を向上させるとともに、中期目標期間中に全体として効率化を図りつつ、常勤職員数の抑制を図ることができたか。	実績：○		<ul style="list-style-type: none"> ・譲渡専門職員は成果主義を徹底している。 ・23年6月の機構法改正により改組準備に必要な人材受け入れに備えた人員削減を実施している。 ・各人の能力を良く発揮して、機構の改革に対応してきている。 ・最小の人数で、また、機構の今後のミッションが、どのように変更されるのか、不確実な状況において、必要なる人事配置が行われ、かつ、目標に向けて最大の対応が行われた。 ・施設譲渡機能を残しつつ、新たな病院運営準備を行う体制整備を行っており、評価できる。 	

評価の視点等	自己評価	－	評定	－
○国家公務員の再就職のポストの見直しを図っているか。 特に、役員ポストの公募や、平成21年度末までに廃止するよう指導されている嘱託ポストの廃止等は適切に行われたか。 (委員長通知別添一⑤)	実績：○ 別添資料項目3の2④参照		(評価は、評定記入用紙に記入ください。)	
○独立行政法人職員の再就職者の非人件費ポストの見直しを図っているか。 (委員長通知別添一⑥)	実績：○ 別添資料項目3の2④参照			

評価シート（11）

中期目標	中期計画	平成23年度計画	平成23年度の業務の実績
2 国庫納付金の納付に関する事項 国庫納付金の納付については、決算結了後、速やかに納付すること。	3 その他中期目標を達成するために必要な事項 (1)国庫納付金については、譲渡収入から厚生労働大臣が定める額を控除して、なお残余がある場合に行うこととされており、決算時に額の確定を行い、決算結了後できるだけ速やかに納付する。	3 資産及び債務の承継等に関する事項 解散後に資産及び債務を国へ承継するための必要な手続き等の調整等を行うとともに清算に向けた必要な準備を行う。	3 国庫納付金に関する事項 平成22年度に係る国庫納付金は東日本大震災により被害を被った病院の災害復旧経費も考慮し、留保した。

評価の視点等	自己評価	A	評定	A
【評価項目11 国庫納付金に関する事項】	平成22年度に係る国庫納付金（85億円）については、東日本大震災により被害を被った病院の災害復旧経費も考慮し、留保した。		(評価は、評定記入用紙に記入ください。)	
【数値目標】 ○予算額比100%以上の国庫納付金を納付する。	平成22年度に係る国庫納付金（85億円）については、東日本大震災により被害を被った病院の災害復旧経費も考慮し、留保した。		【委員会としての評定理由】 平成22年度に係る国庫納付金は、今後運営することとなる病院が東日本大震災により被災したことから、関係各方面と協議し、災害復旧工事の財源として留保するといった弾力的な運用に至ったことは、諸環境の変化の中において評価できる。	
【評価の視点】 ○国庫納付金については、適切に額の確定を行ったか。また、決算結了後できるだけ速やかに納付することができたか。	実績：○ 平成22年度に係る国庫納付金（85億円）については、東日本大震災により被害を被った病院の災害復旧経費も考慮し、留保した。		【各委員の評定理由】 <ul style="list-style-type: none">・東日本大震災を考慮し、メンテナンス事業を目的に国庫納付を留保することにした訳であり、やむを得ない事態であったと判断する。・当初計画が守られたに過ぎない。従って、B評価とせざるを得ない。・震災対応に工夫が十分かつ的確になされており、十二分に評価できる。・国庫納付に関して、事前協議もなされている。・大震災による復旧工事及び外壁等の補強、耐震補強や機能維持のための工事も視野に入れ、その財源を確保するため国庫納付を留保した85億円のうち、仙台社会保険病院及び東北厚生年金病院の復旧工事は11月に完了し4.3億円でした。・耐震補強や病院の機能維持のための工事の契約を速やかに行い、必要額を確定した時点で国庫納付の再検討を行うべきであった。・しかし当時の事情から耐震補強や機能維持のための金額を考慮せざる得ないことを考えてA評価とする。・国庫納付も良く行われている。・大震災の発生により莫大な修繕費が必要となる可能性があることを見通して、国庫納付金を留保するとの判断が行われた。こうした対応により、病院の修繕対応を迅速に行うことが可能になったとは言えるが、国庫納付という目的は達成されなかった。・東日本大震災関連修繕のため、国庫納付は留保したが、環境への対応という観点から、弾力的に運用したことは評価できる。	

評価シート（12）

中期目標	中期計画	平成23年度計画	平成23年度の業務の実績
3 外部の有識者からなる機関に関する事項 各施設の具体的な譲渡方法については、機構において設置する外部の有識者からなる機関の意見を聴いて定めること。	(2) 各施設の具体的な譲渡方法については、外部の有識者からなる機関を設置し、その意見を聴いて定める。	4 譲渡業務諮問委員会に関する事項 各施設の具体的な譲渡方法については、外部の有識者からなる譲渡業務諮問委員会に諮り、その意見を聴いて定める。	4 譲渡業務諮問委員会に関する事項 当委員会には当機構において提起された諸問題を都度諮問しており、活発な議論が行われている。 ・譲渡業務諮問委員会を設置し、売却結果を評価するため四半期に1回の開催を原則とし、譲渡方針等を諮問している。平成23年度は、平成23年5月・9月・12月、平成24年3月の計4回開催した。 ・譲渡業務諮問委員会は、譲渡業務のみならず、病院経営に関する知見を有する外部の有識者により構成されており、平成23年度は下記事項等について審議し、活発な議論が行われた。なお、諮問委員会の概要については、都度ホームページにて開示している。 【主な諮問事項等】 ・委託契約解除に伴う特別会計の清算について ・東日本大震災被災病院の整備状況について ・社会保険病院等に係る財務調査の進捗状況について ・地方公共団体に対して社会保険病院等を譲渡する場合のプロセスについて ・RF0法の一部を改正する法律について ・独立行政法人評価委員会による平成22年度の業務実績の評価結果について ・社会保険病院等の譲渡条件検討委員会を置く場合の委員構成について ・社会保険病院等の譲渡に係るアドバイザーの選定について ・厚生労働省より譲渡指示のあった病院等の予定価格設定プロセスの妥当性について ・厚生労働省より譲渡指示のあった病院等の譲渡に関する状況について

評価の視点等	自己評価	A	評定	A
【評価項目12 外部の有識者からなる機関に関する事項】	外部有識者を委員とした諮問委員会では活発な議論が行われ、その意見は適宜機構の業務に反映しており、同機関は極めて有効に機能している。		(評価は、評定記入用紙に記入ください。)	
【数値目標】			【委員会としての評定理由】	
【評価の視点】 ○各施設の具体的な譲渡方法について、外部の有識者からなる機関を設置し、その意見を聴いたか。	実績：○ 平成22年度に引き続き学識経験者等の外部有識者を委員とする譲渡業務諮問委員会を設置し、平成23年5月・9月・12月、平成24年3月の計4回開催した。		譲渡業務諮問委員会は、譲渡業務のみならず、病院経営に関する知見を有する外部の有識者により構成されており、社会保険病院等の運営又は管理に関する事項についても諮問を行うなど、環境の変化に対応し、有効に機能させていることは評価できる。	
○外部の有識者からなる機関は、有効に機能したか。	実績：○ 譲渡業務諮問委員会には、譲渡業務のみならず、社会保険病院等の運営又は管理に関することについても諮問を行い、活発な議論が行われ、極めて有効に機能している。また、これらの議論の中で提出された意見については、適宜機関の運営に反映させている。		【各委員の評定理由】 ・業務内容の変化に伴い、譲渡業務諮問委員会のメンバーの変更を行うなどにより、外部有識者の知見を十分活用している。 ・外部有識者の知見が、組織運営に生かされた。 ・外部人材の活用が十分なされている。	

評価の視点等	自己評価	－	評定	
			(評価は、評定記入用紙に記入ください。)	<ul style="list-style-type: none"> ・譲渡業務諮問委員会では譲渡業務だけでなく病院経営に関する有識者も入れており広範な議論をしている。 ・推進機構への改組が決まっており、譲渡業務中心の委員会は再検討すべきである。 ・適切な対応が行われた。 ・施設譲渡に関する議論と並行して病院経営という新業務への議論が行えるよう、委員校正を刷新しつつ、機能的に運営している。

評価シート（13）

中期目標	中期計画	平成23年度計画	平成23年度の業務の実績
4 機構の保有する個人情報の保護に関する事項 機構は、保有する個人情報の保護に関する規程を設け、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他保有個人情報の適切な管理に努めること。	(3) 保有する個人情報の保護に関する規程を設け、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他保有個人情報の適切な管理に努める。	5 保有する個人情報の保護に関する事項 保有する個人情報の保護に関する規程に基づき、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他保有個人情報の適切な管理に努める。	5 保有する個人情報の保護に関する事項 個人情報保護に関し、対処すべき問題は現状起きていない。 ・保有する個人情報の保護に適切に対応するため、平成19年度に法務文書課を設置し、適切な管理に努めている。 ・新規採用職員に対し、保有する個人情報の保護に関する規程等の職員研修を行うとともに、当該規程に基づき、より一層の保有個人情報の適切な管理を行った。また、個人情報担当責任者等が、総務省の研修会に参加する等、知識の向上に努めた。

評価の視点等	自己評価	A	評定	A
【評価項目13 機構の保有する個人情報の保護に関する事項】	保有する個人情報の保護に適切に対応するため、平成19年度に法務文書課を設置し、適切な管理を行っている。 個人情報保護に関し、対処すべき問題は現状起きていない。		(評価は、評定記入用紙に記入ください。)	
【数値目標】	【数値目標】		【委員会としての評定理由】 個人情報保護に関し、対処すべき問題は起きておらず、法務文書課を中心に適切に保護・管理に努めているものと認められ評価できる。	
【評価の視点】 ○保有する個人情報の保護に関する規程に基づき、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他保有個人情報の適切な管理を行うことができたか。	実績：○ ・保有する個人情報の保護に適切に対応するため、平成19年度に法務文書課を設置し、適切な管理に努めている。 ・新規採用職員に対し、保有する個人情報の保護に関する規程等の職員研修を行うとともに、当該規程に基づき、より一層の保有個人情報の適切な管理を行った。また、個人情報担当責任者等が、総務省の研修会に参加する等、知識の向上に努めた。 ・結果、個人情報保護に関し、対処すべき問題は現状起きていない。		【各委員の評定理由】 ・適切に行われている。 ・独立行政法人として、当然の対応が図られているのみであり、B評価（計画通り）とした。 ・個人情報保護が、十分になされている。 ・個人情報保護に対応するため、法務文書課を設置し管理を行っている。 ・適切なる対応が行われた。 ・適切に行っている。	

評価シート（14）

中期目標	中期計画	平成23年度計画	平成23年度の業務の実績
5 終身利用型老人ホームの譲渡に当たっては、厚生労働省及び社会保険庁において、設置時の趣旨及び終身利用という事情を踏まえ、適切な結論を得ることとしており、その結論を踏まえ、対応すること。	(4) 終身利用型老人ホームの譲渡に当たっては、厚生労働省及び社会保険庁における検討結果を踏まえ、対応する。		6 終身利用型老人ホームの譲渡に関する事項 終身利用型老人ホーム（厚生年金サンテール千葉）の譲渡については、出資時点の入居者が将来に渡って生活を行うことに配慮を行った上で、平成22年度に完了している。 なお、買受者が承継した入居一時金等の償却、管理状況等について、定期的なモニタリングを実施しており、現状、問題は生じていない。

評価の視点等	自己評価	－	評定	－
【評価項目14 終身利用型老人ホームの譲渡に関する事項】				
【数値目標】	【数値目標】			
【評価の視点】 ○終身利用型老人ホームの出資時点の入居者が将来に渡って生活を行うことに配慮して適切に譲渡を行ったか。	実績：○ 終身利用型老人ホーム（厚生年金サンテール千葉）の譲渡については、出資時点の入居者が将来に渡って生活を行うことに配慮を行った上で、平成22年度に完了している。 なお、買受者が承継した入居一時金等の償却、管理状況等について、定期的なモニタリングを実施しており、現状、問題は生じていない。			